

件 名	堺市国土強靱化地域計画（案）の策定について
経過・現状 政策課題	<p>【経過・現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国において、平成25年12月「国土強靱化基本法」が公布、施行、平成26年6月基本法に基づき「国土強靱化基本計画」が策定され、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めている。 ・堺市においては、平成22年9月「堺市地震防災アクションプラン」を策定し、「地震に強い堺市をつくる」「震災から素早く立ち直る堺市をつくる」目的を達成するために取り組むべき事前対策を進めてきた。
対応方針 今後の取組 （案）	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国土強靱化基本法」に基づき、大規模災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもった「強靱な地域」をつくりあげるための「堺市国土強靱化地域計画」を策定する。 ・「堺市地震防災アクションプラン」は、本計画に理念や施策を継承することから廃止する。 <p>【計画の基本的な考え方等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本目標」、「起こしてはならない最悪の事態」などは、国の基本計画と調和を保ちつつ、「堺市地震防災アクションプラン」の理念の継承や基礎自治体としての役割を踏まえ設定 <p>[堺市地震防災アクションプランの理念を継承]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事前に備えるべき目標」として「災害に強い堺市」、「災害から素早く立ち直る堺市」を設定 など <p>[基礎自治体としての役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な避難生活の確保、市民の防災意識・知識の向上 ・南大阪地域の中核的都市としての役割強化 など <p>【具体的な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた津波避難対策や備蓄の拡充整備、避難行動要支援者支援対策等を進める。 ・熊本地震の教訓を踏まえ、これまでに体制構築・マニュアル化してきた避難所運営や物資供給等の対策の実行性の向上を図るとともに、庁舎機能強化や受援体制構築等の新たな取組みを進める。 ・橋りょうや上下水道施設の耐震化など、既存取組みを着実に進める。 <p>【計画期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度から平成37年度までの10年間。ただし、計画期間中でも社会情勢の変化等、必要に応じた見直しは行う。 <p>【今後のスケジュール】</p> <p>平成29年1月初旬～ パブリックコメントにより意見募集（2月初旬まで）</p> <p>平成29年2月中旬 計画策定・公表</p>
効果の想定	大規模災害が発生しても、人命や市民の財産の被害の最小化、市の重要な機能の維持、迅速な復旧・復興
関係局との 政策連携	全局

第1章 計画の策定趣旨・位置づけ

(1) 計画策定の趣旨

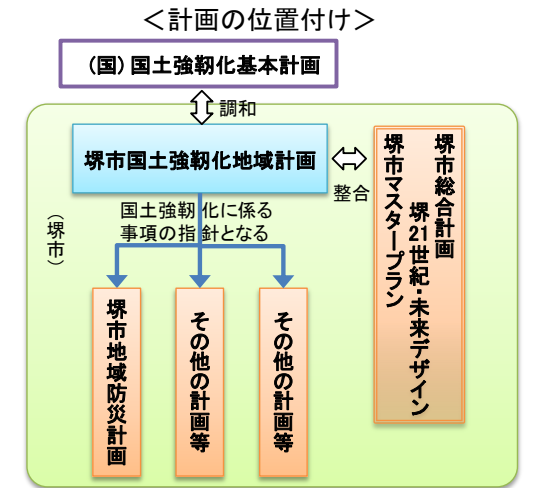
- 国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布、施行され、平成26年6月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めている。
- 本市においても、基本法の趣旨を踏まえ、現在取組んでいる「堺市地震防災アクションプラン（平成22年9月に策定）」の施策や新たに取組む必要のある施策を東日本大震災や熊本地震の教訓等を踏まえ再点検し、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組みをとりまとめ、推進していくために「堺市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

- 本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の基本計画と調和を保った計画です。また、本市の総合計画・堺21世紀・未来デザインや堺市マスタープランと基本的な考え方の整合を図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となるものです。
- 「堺市地震防災アクションプラン」は、本計画にその理念や施策を継承することから廃止とします。

(3) 計画期間

- 平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や取組みの進捗状況等を勘案し、計画期間中でも必要に応じて見直しを行います。



第2章 計画の基本的な考え方

(1) 基本目標

- 国の基本計画を踏まえ、以下の4つとします。
 - I 人命の保護が最大限図られること**
 - II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること**
 - III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化**
 - IV 迅速な復旧復興**

(2) 対象とする災害（リスク）＝堺市の災害特性

- 上町断層帯地震、南海トラフ巨大地震及びこれらに準じる大規模地震・津波災害とします。

(3) 事前に備えるべき目標

- 基本目標を踏まえたうえで、「堺市地震防災アクションプラン」の目的を継承し、「**災害に強い堺市**」、「**災害から素早く立ち直る堺市**」をめざし、右表の5つの目標と9つの具体的目標とします。

(4) 計画推進に当たっての実施方針

- 計画の推進にあたっては、特に以下の7点に配慮して取組みを進める。
 - ① 「自助」、「共助」の担い手である市民、民間事業者等と「公助」を担う市とが適切に連携・役割分担して取組む。
 - ② 都市基盤施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・啓発等のソフト対策を適切に組み合わせるとともに、災害時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。
 - ③ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
 - ④ 短期的な視点だけでなく、長期的な視野を持って計画的に取組む。
 - ⑤ 限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化など、施策の選択と集中を図ることにより費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
 - ⑥ 被災した市民の目線に立った復旧復興対応が行えるように事前に備える。
 - ⑦ 関西広域連合、大阪府、政令指定都市、周辺市町村との連携強化を進め、南大阪地域の中核的都市としての役割を担う。

第3章 起こしてはならない最悪の事態と脆弱性評価

(1) 起こしてはならない最悪の事態

- 国の基本計画の「起きてはならない最悪の事態」や基礎自治体としての役割等を踏まえ、右表の25の事態とします。

(2) 脆弱性評価

- 堺市の災害特性を踏まえ、右表の25の「起こしてはならない最悪の事態」ごとに「堺市地震防災アクションプラン」の施策等について、進捗状況や新たに取組む必要がある施策を評価・再点検しました。

第4章 具体的な取組み

- 脆弱性評価を踏まえ、推進していく具体的な取組みは別紙の119施策とします。

第5章 計画の推進と見直し

- 「堺市防災対策推進本部会議」において調整を図りながら取組みを推進します。
- 毎年度、PDCAサイクルに基づき進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

		事前に備えるべき目標	起こしてはならない最悪の事態	
災害に強い堺市をつくる	I 被害の発生を抑止する	1 人命の保護が最大限図られる	1-1	建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
			1-2	大規模津波による死者の発生
		2 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る	2-1	土木施設、ライフライン等の都市基盤施設の甚大な被害の発生
			2-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	II 被害の拡大を抑止する	3 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-3	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
			3-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			3-2	医療施設及び関係者の絶対的不足、医療機能の麻痺
		4 制御不能な二次災害を発生させない	3-3	疫病・感染症等の大規模発生
			4-1	ため池の損壊や農地の荒廃による被害の拡大
			4-2	有害物質の大規模拡散・流出
III 迅速に判断・行動する	5 必要不可欠な行政機能を確保する	4-3	風評被害等による経済等への甚大な影響	
		5-1	職員・施設等の被災による市役所の機能不全	
	6 必要不可欠な情報通信機能を確保する	5-2	防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺	
		5-3	甚大な被害を受けた南大阪地域の市町村との相互応援体制が麻痺	
災害から素早く立ち直る堺市をつくる	IV 安全・安心な避難生活	7 安全・安心な避難生活を確保する	6-1	情報伝達の不備等で避難行動の遅れ等による死傷者の発生
			7-1	市民の防災意識の欠如による被害拡大
			7-2	大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足等
			7-3	劣悪な避難所運営等による災害関連死の発生
	V 早期の復旧・復興と生活再建	8 経済活動を機能不全に陥らせない	7-4	食料・飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止
			8-1	コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		9 地域社会・経済を迅速に再建・回復する	8-2	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
			9-1	応急住宅対策の遅れによる避難所生活の長期化
			9-2	生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延
			9-3	長期間にわたり学校が再開されない事態
		9-4	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

■ 今後のスケジュール

- ・1月初旬～：パブリックコメント募集（1か月間）
- ・2月中旬：計画策定

第4章 具体的な取組み（抜粋）

・脆弱性評価を踏まえ、起こしてはならない最悪の事態ごとに本市が推進していく具体的な取組みは119施策となっており、主な施策は以下のとおり。
 ・「地震防災アクションプラン」掲載132施策については、継続が90施策、拡充が8施策、完了等が34施策となります。また、新たな取組み（新規）は9施策、既存取組み施策でアクションプラン未掲載（追加）が12施策となります。

事前に備えるべき目標		具体的な取組み（抜粋）
目標Ⅰ 被害の発生を抑止する		
1 人命の保護が最大限図られる	1-1 建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	□住宅の耐震化の促進：【建築都市局】 拡充 ○建築物の防火改修の促進：【建築都市局】 追加 ○特別警戒区域内の住宅除却費用や区域外移転の支援【建築都市局】 追加 ・建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進：【文化観光局】
	1-2 大規模津波による死者の発生	○津波率先避難等協力事業所の登録推進【危機管理室】 追加 ○津波避難ビルの指定及び周知【危機管理室】 追加 ・津波ハザードマップによる周知：【危機管理室、区役所】
2 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る	2-1 土木施設、ライフライン等の都市基盤施設の甚大な被害の発生	・緊急交通路等の橋りょう耐震強化事業の推進：【建設局】 □道路の新設、改良、拡幅：【建設局】 拡充 ○鉄道橋りょうの耐震強化の促進【建築都市局】 追加 ・ライフライン事業者との連携：【危機管理室】
	2-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	・上水道の耐震管路網の整備：【上下水道局】 ・配水池の耐震補強の推進：【上下水道局】 ・管路の多重化等のバックアップ機能の強化：【上下水道局】 □送水管、配水幹線管へのあんしん給水栓の維持管理等：【上下水道局】 拡充
	2-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止	・下水道建設構造物の改築・更新時の耐震診断・補強：【上下水道局】 ・下水道処理施設の設備類の耐震化：【上下水道局】 ・既設下水管の耐震補強：【上下水道局】

目標Ⅱ 被害の拡大を抑止する		
3 消火・救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	3-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による消火・救助・救急活動等の絶対的不足	・自主防災組織の活動促進・支援：【危機管理室、区役所】 ・（仮称）堺市総合防災センターの整備：【消防局、危機管理室】 ・小型動力ポンプの整備：【消防局】 ○ため池防災ネットワーク水路整備事業【産業振興局】 追加
	3-2 医療施設及び関係者の絶対的不足、医療機能の麻痺	・医療関係機関相互の連携強化・健康危機管理対策の充実：【健康福祉局、市立総合医療センター】 ・避難所等への給水ルートの耐震化等：【上下水道局】 ・緊急医療班及び医療ボランティア等の受入れ体制の整備：【健康福祉局】 ・災害時医療体制の整備：【健康福祉局】 ・市民自身による救命活動の促進：【消防局】
	3-3 疫病・感染症等の大規模発生	・下水道建設構造物の改築・更新時の耐震診断・補強：【上下水道局】（再掲） ・下水道処理施設の設備類の耐震化：【上下水道局】（再掲） ・既設下水管の耐震補強：【上下水道局】（再掲）
4 制御不能な二次災害を発生させない	4-1 ため池の損壊や農地の荒廃による被害の拡大	・地震防災上必要なため池の計画的整備：【産業振興局】 ・市街地及びその周辺の農地の適切な保全・活用：【産業振興局】
	4-2 有害物質等の大規模拡散・流出	・危険物災害予防対策の推進：【消防局】 ・工場や事業所の自主保安や防災体制の充実：【産業振興局、消防局】 ○事業所からの管理化学物質の流出防止に対する推進【環境局】 追加
	4-3 風評被害等による経済等への甚大な影響	・ホームページ等による情報発信や報道機関への情報提供等の体制整備：【市長公室】

目標Ⅲ 迅速に判断・行動する		
5 必要不可欠な行政機能を確保する	5-1 職員・施設の被災等による市役所の機能不全	◎非常用電源設備の機能強化【総務局、区役所、上下水道局、消防局】新規 ◎非常用電源設備等の燃料調達計画の作成・推進【危機管理室】新規 ・非常時優先業務の業務継続：【危機管理室、各局】 ◎職員用備蓄食糧等の確保【総務局、上下水道局】新規
	5-2 防災関係機関や民間企業と連携がとれず、災害対策が麻痺	◎自治体等からの受援体制の構築：【危機管理室】 新規 ・総合防災訓練の継続的な実施：【危機管理室】 ◎福祉関係機関や福祉サービス事業者との連携【健康福祉局】新規 ・災害ボランティアとの連携：【健康福祉局】
	5-3 甚大な被害を受けた南大阪地域の市町村との相互応援体制が麻痺	○南大阪地域の市町村との相互応援体制の強化：【危機管理室】 追加 ・（仮称）堺市総合防災センターの整備：【消防局、危機管理室】（再掲）

6 必要不可欠な情報通信機能を確保する	6-1 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による死傷者の発生	◎防災拠点間の情報共有体制の整備：【危機管理室】新規 □多様な情報伝達手段の充実：【危機管理室、健康福祉局】拡充 ・外国人への支援体制等の整備：【文化観光局、危機管理室】
---------------------	----------------------------------	---

目標Ⅳ 安全・安心な避難生活		
7 安全・安心な避難生活を確保する	7-1 市民の防災意識の欠如による被害拡大	・防災知識の普及啓発：【危機管理室、区役所、健康福祉局】 □耐震改修のきめ細かな啓発活動と相談の実施：【建築都市局】 拡充 ・自主防災組織の活動促進・支援：【危機管理室、区役所】（再掲） ・（仮称）堺市総合防災センターの整備：【消防局、危機管理室】（再掲）
	7-2 大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足等	・帰宅支援体制の構築：【危機管理室】 ・企業等への帰宅困難従業員対策の啓発：【危機管理室】 ・授業中や登下校中の幼児・児童・生徒の安全確保：【子ども青少年局、教育委員会】
	7-3 劣悪な避難所運営等による災害関連死の発生	・マンホールトイレの整備：【上下水道局、危機管理室】 ○良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の構築【危機管理室、区役所、健康福祉局】追加 ・外国人への支援体制等の整備：【文化観光局、危機管理室】（再掲） ・避難行動要支援者の避難支援体制の整備：【健康福祉局、危機管理室、区役所】 ・福祉避難所の指定及び適切な運営：【危機管理室、健康福祉局】 ◎福祉サービス事業所の事業継続計画（BCP）に基づく防災体制整備【健康福祉局、危機管理室】新規
	7-4 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	□食糧・飲料水・生活必需品の備蓄：【危機管理室、区役所、上下水道局】拡充 ・食料・生活必需品の供給体制の整備：【危機管理室、財政局、会計室、区役所】 ・食糧・飲料水等の家庭備蓄の重要性の広報：【危機管理室、上下水道局】 □給水車等の配備：【上下水道局、危機管理室】拡充 □送水管、配水幹線管へのあんしん給水栓の維持管理等：【上下水道局】拡充（再掲）

目標Ⅴ 早期の復旧・復興と生活再建		
8 経済活動を機能不全に陥らせない	8-1 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	・危険物災害予防対策の推進：【消防局】（再掲） ・工場や事業所の自主保安や防災体制の充実：【産業振興局、消防局】（再掲） □多くの人が利用する建築物等の耐震化の促進：【建築都市局】 拡充
	8-2 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	・堺商工会議所や農林漁業関係団体等との協力体制の確立：【産業振興局】 ・緊急交通路等の橋りょう耐震強化事業の推進：【建設局】 ・都市計画道路の整備：【建設局、建築都市局】 ・緊急交通路のマンホール浮上防止対策等の実施：【上下水道局】
9 地域社会・経済を迅速に再建・回復する	9-1 応急住宅対策の遅れによる避難所生活の長期化	・被災建築物・宅地危険度判定士の養成、登録：【建築都市局】 ・応急仮設住宅の建設候補地の選定：【建築都市局】 ・住宅の確保と供給：【建築都市局】
	9-2 生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延	◎復興本部の設置や復興計画の策定等に係る体制や手順の確立【危機管理室】新規 ◎迅速かつ円滑な都市復興に向けた事前準備（都市復興行動マニュアルの検討）【建築都市局】新規 ・相談窓口等の体制整備：【市長公室、区役所】 ○り災証明書発行のための被害状況把握と調査体制の迅速な整備【財政局】追加
	9-3 長期間にわたり学校等が再開されない事態	□多くの人が利用する建築物等の耐震化の促進：【建築都市局】拡充（再掲） ○良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の構築【危機管理室、区役所、健康福祉局】追加（再掲）
	9-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・災害廃棄物処理体制の構築：【環境局】 ・災害廃棄物の仮置場の確保：【環境局、危機管理室】 ・災害がれきの広域的な相互支援体制確立：【環境局】（再掲） ・ごみ・し尿の広域的な相互支援体制確立：【環境局】

◎：新規、○：追加、□：拡充、・：継続

堺市国土強靱化地域計画 (案)

平成29年 月

堺 市

目 次

第1章 計画の策定趣旨・位置づけ	1
1. 計画の策定趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
1. 基本目標	3
2. 対象とする災害（リスク）	3
3. 事前に備えるべき目標	6
I 被害の発生を抑止する	6
II 被害の拡大を抑止する	6
III 迅速に判断・行動する	6
IV 安全・安心な避難生活	7
V 早期の復旧・復興と生活再建	7
4. 計画推進に当たっての実施方針	7
第3章 起こしてはならない最悪の事態と脆弱性評価	8
1. 起こしてはならない最悪の事態	8
2. 施策分野の設定	9
3. 脆弱性評価	9
(1) 脆弱性評価の考え方	9
(2) 脆弱性評価結果	9
1 人命の保護が最大限図られる	9
2 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る	10
3 消火・救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	10
4 制御不能な二次災害を発生させない	11
5 必要不可欠な行政機能を確保する	11
6 必要不可欠な情報通信機能を確保する	12
7 安心・安全な避難生活を確保する	12
8 経済活動を機能不全に陥らせない	13
9 地域社会・経済を迅速に再建・回復する	14
第4章 具体的な取組み	15
第5章 計画の推進と見直し	55
1. 計画の推進体制	55
2. 計画の進捗管理	55
3. 計画の見直し	55

第1章 計画の策定趣旨・位置づけ

1. 計画の策定趣旨

堺市では、平成22年9月に「地震に強い堺市」「震災から素早く立ち直る堺市」をつくることを目的に「堺市地震防災アクションプラン」を策定し、目的の達成に必要な事前防災対策を総合的に進めてきました。また、平成26年12月には、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震による被害想定への反映、減災を基本理念とした自助・共助の充実等を内容とした「堺市地域防災計画」の改定を行うとともに、「堺市業務継続計画」などの防災関連計画を見直し、市民の安全・安心の確保のために、防災・減災対策に取り組んでいます。

国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布、施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土の強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めています。

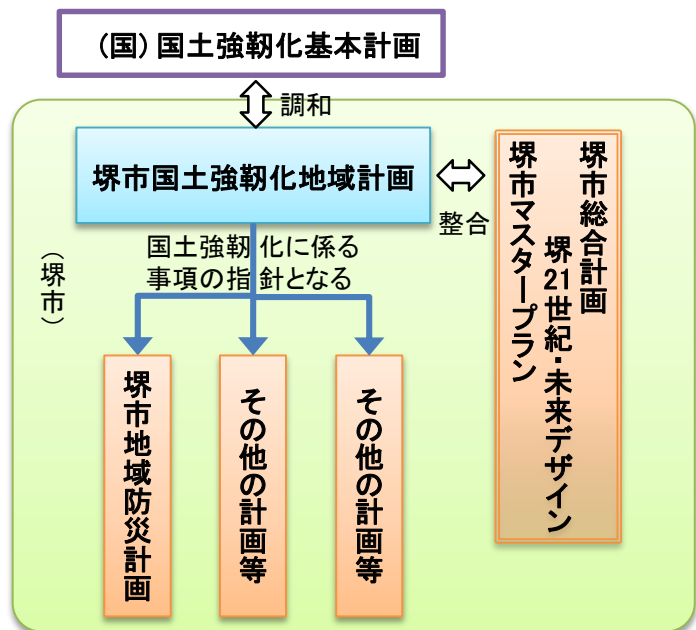
平成28年4月には、観測史上初めて震度7を2回記録した熊本地震が発生し、新たな課題が発現するとともに、過去の大規模地震の課題が今回の地震でも顕在化してしまった事例もありました。

そこで、堺市においても、基本法の趣旨を踏まえ、東日本大震災や熊本地震等の教訓から現在取り組んでいる「堺市地震防災アクションプラン」の施策や新たに取組む必要のある施策を再点検し、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ＝災害に強い堺市」と「速やかに回復するしなやかさ＝災害から素早く立ち直る堺市」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組みをとりまとめ、推進していくために「堺市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本法第14条に基づき基本計画と調和を保った計画です。また、本市の総合計画・堺21世紀・未来デザインや堺市マスタープランと基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となるものです。

なお、「堺市地震防災アクションプラン」は、本計画にその理念や施策を継承することから廃止とします。



3. 計画期間

計画期間は、平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や具体的な取組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標

国の基本計画の基本目標を踏まえ、以下の4つを基本目標とします。

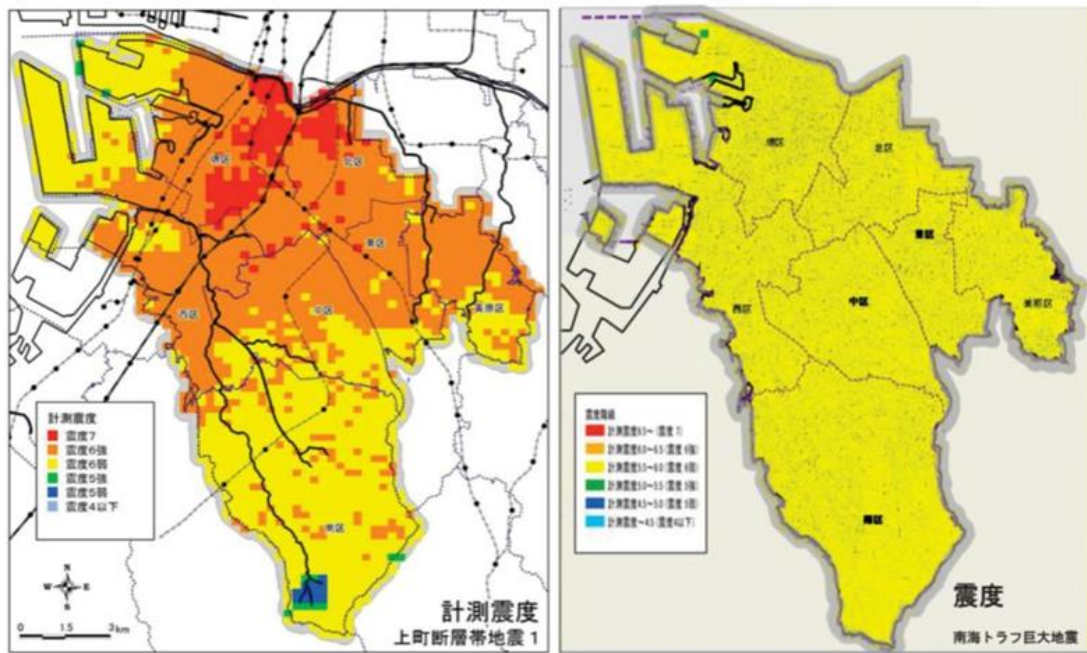
- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

2. 対象とする災害（リスク）

- ・本計画において対象とする災害（リスク）は、断層帯が堺市域を南北に縦断し、甚大な影響を及ぼすことが懸念される上町断層帯地震と、津波や液状化による被害の大きい南海トラフ巨大地震の2つの地震とします。

【推定震度分布】

- ・2つの想定地震における推定震度分布は、上町断層帯地震では、堺区から北区にかけ、震度7の地域も見られるなど極めて強い揺れに見舞われ、南海トラフ巨大地震では、ほぼ市全域で震度6弱の震度想定となっています。



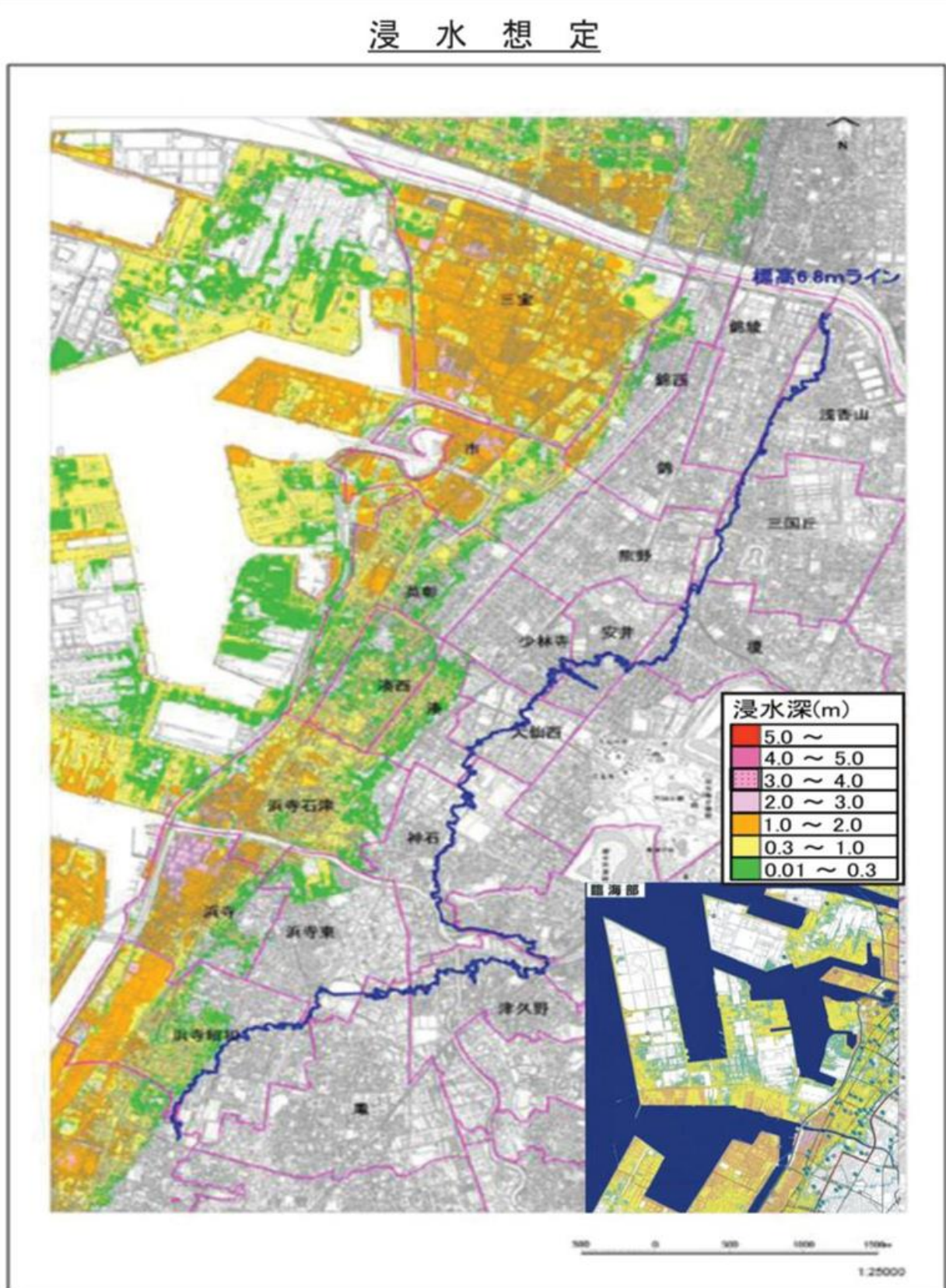
(a)上町断層帯地震

(b)南海トラフ巨大地震（府被害想定より）

想定地震における震度分布

【津波浸水想定区域】

- ・南海トラフ巨大地震が発生すると、堺区で津波高最大4.2m、浸水面積7.74 k m²、西区で津波高最大4.9m、浸水面積9.28 k m²、津波到達時間は、堺区で110分、西区で101分となります。



南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域図

【建物被害】

- ・上町断層帯地震では、堺市の建物の半数近くが揺れによる倒壊または火災延焼によって、全壊となります。特に、堺区・西区では、木造住宅の大半が全壊となります。南海トラフ巨大地震では、約4%の建物が全壊となり、堺区・西区での被害が大きくなります。このうち、津波による被害は、全壊棟数の9%、半壊棟数の26%を占めます。
- ・堺区には、「地震時等に著しく危険な密集市街地」である新湊地区が存在します。
- ・上町断層帯地震で、発災後1時間で80件、1日間に160件、3日間で220件の火災が発生すると予測される。延べ25,000棟の住宅が焼失します。

【人的被害】

- ・上町断層帯地震での死者数は、冬の18時頃発災の場合が最も多く、約3,000人（建物倒壊で約2,150人、火災で約850人）となります。南海トラフ巨大地震での死者数は、上町断層帯地震を上回る6,103人であり、そのほとんどが津波による死者（6,032人）です。これは、津波に対して早期に避難しなかった場合の死者数であり、迅速に避難する場合はゼロ人となります。
- ・上町断層帯地震での住宅を失う罹災者は全市で約11万人に達し、避難所生活者数は約14万人となります。南海トラフ巨大地震での避難者数は、1週間後で約11万人となります。

【地盤被害】

- ・液状化は、上町断層帯地震では堺区の阪神高速道路より海側のエリアの広域で発生すると予測されます。南海トラフ巨大地震では、堺区と西区にP L値25以上が広く分布し、液状化の可能性が極めて高くなっています。
- ・宅地造成等規正法に規定される大規模盛土上の建物は堺市全域で約19,000棟である。特に南区で多く、約11,000棟と半数以上に及びます。
- ・土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所が特に南区に集中しています。

【道路交通被害】

- ・市が管理する760橋（平成28年4月現在）の橋りょうの内、耐震性能が特に低いとされる1996年よりも前の技術基準で建設された橋りょうは約720橋あります。
- ・細街路の道路閉塞は、上町断層帯地震の際に堺区を中心に30～50%と高い閉塞確率となっています。

【ライフライン被害】

- ・水道の被害は上町断層帯地震で断水率67%、断水人口56.7万人、南海トラフ巨大地震で断水率67%以下、断水人口56.7万人以下となり、復旧日数は、上町断層帯地震、南海トラフ巨大地震とも28日となります。
- ・下水道の被害は、上町断層帯地震で下水管きょ被害率25.0%（延長約800km、マンホールポンプ被害約50基）、復旧日数は30日、下水処理場及びポンプ場は、被害規模は施設により異なるが、最低限必要な揚水機能及び消毒機能は大きく損なわれませんが、一部機能（水処理機能など）は損傷を受けます。
- ・停電率と停電軒数は上町断層帯地震で69.8% 278,290軒、南海トラフ巨大地震で24.7% 94,365軒（一日後）となり、復旧には上町断層帯地震Bで約5日、南海トラフ巨大地震で7日後の停電率3.2%となります。
- ・都市ガスの供給停止戸数は上町断層帯地震で100%、344,000戸、南海トラフ巨大地震では0%、14,866戸となります。復旧には、上町断層帯地震で約1～2か月を大阪府全域で要します。

- ・固定電話の被害は上町断層帯地震で回線被災率13.5%、南海トラフ巨大地震で不通契約数24.7%（1日後）となり、輻輳回復には3日、被災回線のサービス復旧には約2週間を要します。

【帰宅困難者数】

- ・上町断層地震発生時の 堺市内の 帰宅困難者の 総数は、 42,120人、徒歩帰宅者の総数は324,446人となります。
- ・帰宅困難者42,120 人のうち、一時滞在施設が必要な人数は19,439人となります。

3. 事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標は、「堺市地震防災アクションプラン」の目的である「地震に強い堺市」、「地震から素早く立ち直る堺市」とその目的を達成するための5つの体系を継承し、「災害に強い堺市をつくる」、「災害から素早く立ち直る堺市をつくる」と5つの目標ごとに国の基本計画の8つの「事前に備えるべき目標」に基礎自治体の災害対策の本旨の一つである「安全・安心な避難生活を確保する」を加えた9つの具体的目標とします。

○ 災害に強い堺市をつくる

I 被害の発生を抑止する

【具体的な目標】

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る

II 被害の拡大を抑止する

【具体的な目標】

- 3 消火・救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 4 制御不能な二次災害を発生させない

III 迅速に判断・行動する

【具体的な目標】

- 5 必要不可欠な行政機能を確保する
- 6 必要不可欠な情報通信機能を確保する

○ 災害から素早く立ち直る堺市をつくる

IV 安全・安心な避難生活

【具体的な目標】

- 7 安全・安心な避難生活を確保する

V 早期の復旧・復興と生活再建

【具体的な目標】

- 8 経済活動を機能不全に陥らせない
9 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

4. 計画推進に当たっての実施方針

計画の推進に当たっては、特に以下の7点に配慮して取組みを進めます。

- 「自助」、「共助」の担い手である市民、民間事業者等と「公助」を担う市とが適切に連携・役割分担して取組みます。
- 都市基盤施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・啓発等のソフト対策を適切に組み合わせるとともに、災害時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。
- 短期的な視点だけでなく、長期的な視野を持って計画的に取組みます。
- 限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化など、施策の選択と集中を図ることにより費用を縮減し、効率的に施策を推進します。
- 被災した市民の目線に立った復旧復興対応が行えるように事前に備えておきます。
- 関西広域連合、大阪府、政令指定都市、周辺市町村との連携強化を進め、南大阪地域の中核的都市としての役割を担います。

第3章 起こしてはならない最悪の事態と脆弱性評価

1. 起こしてはならない最悪の事態

基本計画では、基本法第17条に基づき「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行っています。本計画においても、基本計画の45の「起きてはならない最悪の事態」を踏まえ、基礎自治体としての役割を踏まえ、25の「起こしてはならない最悪の事態」を「事前に備えるべき目標」ごとに想定しました。

事前に備えるべき目標		起こしてはならない最悪の事態	
災害に強い堺市をつくる	I 被害の発生を抑制する	1 人命の保護が最大限図られる	1-1 民間建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
			1-2 大規模津波による死者の発生
		2 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る	2-1 土木施設、ライフライン等の都市基盤施設の甚大な被害の発生
			2-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
			2-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		II 被害の拡大を抑制する	3 消火・救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
	3-2 医療施設及び関係者の絶対的不足、医療機能の麻痺		
	3-3 疫病・感染症等の大規模発生		
	4 制御不能な二次災害を発生させない	4-1 ため池の損壊や農地の荒廃による被害の拡大	
		4-2 有害物質等の大規模拡散・流出	
		4-3 風評被害等による経済等への甚大な影響	
	III 迅速に判断・行動する	5 必要不可欠な行政機能を確保する	5-1 職員・施設の被災等による市役所の機能不全
			5-2 防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺
			5-3 甚大な被害を受けた南大阪地域の市町村との相互応援体制が麻痺
		6 必要不可欠な情報通信機能を確保する	6-1 情報伝達の不備等で避難行動の遅れ等による死傷者の発生
IV 安全・安心な避難生活	7 安全・安心な避難生活を確保する	7-1 市民の防災意識の欠如による被害拡大	
		7-2 大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足等	
		7-3 劣悪な避難所運営等による災害関連死の発生	
		7-4 食料・飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止	
V 早期の復旧・復興と生活再建	8 経済活動を機能不全に陥らせない	8-1 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
		8-2 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
	9 地域社会・経済を迅速に再建・回復する	9-1 応急住宅対策の遅れによる避難所生活の長期化	
		9-2 生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延	
		9-3 長期間にわたり学校等が再開されない事態	
		9-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

2. 施策分野の設定

脆弱性評価の実施に当たっては、「起こしてはならない最悪事態」を回避するために必要な施策の分野として下記の5つの施策分野を設定しました。

- 行政機能・消防
- 住宅・都市・交通
- 保健医療・福祉
- 環境・産業・農林
- 市民生活支援

3. 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

堺市の災害特性を踏まえ、25の「起こしてはならない最悪の事態」ごとに「堺市地震防災アクションプラン」に掲載している施策等について、進捗状況や新たに取組む必要のある施策を評価・再点検しました。

(2) 脆弱性評価結果

1 人命の保護が最大限図られる

1-1 民間建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

- 市西部に上町断層帯が南北に走る本市では、震度7の激しい揺れにより大規模倒壊が発生する懸念がある。さらなる耐震化率の向上させるため、市民へ耐震補助制度等を周知し、民間住宅の耐震化などを引き続き推進する必要があります。
- 「地震時等に著しく危険な密集市街地」である新湊地区では、地震時等において延焼拡大による大規模火災、道路閉塞による地区外への避難路の喪失が懸念され、不足する道路・公園などの公共施設整備、老朽木造住宅の建替促進など、防災性の向上を図る必要があります。
- 急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所においては、土砂災害により住居にも被害が発生する懸念があり、対象地域の居住者を対象とした防災意識向上、がけ地近接住宅の移転等を進めていく必要があります。
- 激しい揺れにより文化財に多大な被害が発生する懸念があり、建造物・美術工芸品保存施設の防災対策を進めていく必要があります。

1-2 大規模津波による死者の発生

- 南海トラフ巨大地震により津波が発生し、避難の遅れによる多数の人的被害の発生が懸念されます。このため、迅速な水門閉鎖、共助による避難支援に取り組むとともに、情報提供の遅れや津波知識の不足を解消する取組みが必要です。さらに、避難路の確保や避難ビルの指定といっ

たインフラ対策も重要です。

2 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る

2-1 土木施設、ライフライン等の都市基盤施設の甚大な被害の発生

- 家屋等の倒壊、液状化により、地域交通ネットワークが分断され道路が通行困難となり避難、緊急車両の通行ができない事態が想定され、沿道建築物の耐震化等を進める必要があります。
- 市内主要道路網が橋梁落下やマンホール浮上等により緊急車両等が通行できない事態が想定されます。また、津波避難路の橋梁の落下・損傷等により避難が遅れ、多数の人的被害が発生する恐れがあり、橋りょうの耐震化、脆弱性のある道路等の改善等に取り組む必要があります。

2-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 配水池や管路等の被災により、医療機関等の重要施設をはじめ、市内広範囲が長期間にわたり断水する懸念があるため、配水池や管路の耐震化、管路のバックアップを進めていく必要があります。
- 応援自治体と連携ができず、給水活動が麻痺するなど、断水地域への給水活動が滞り、長期にわたり避難者等へ飲料水が供給できない事態が懸念され、他自治体との応援体制を強化しつつ、応急給水体制の強化、飲料水備蓄の周知といった取組みに加えて、給水栓の整備に取り組む必要があります。
- 人員・資機材等の不足により上水道が長期間にわたり復旧しない事態を回避するため、人員・資機材の確保や迅速な被災状況の把握が必要です。

2-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水処理施設等が損傷し、長期間にわたる機能停止により疫病・感染症を蔓延させる懸念があり、下水道施設の耐震化を図るとともに、応急トイレ等の整備、し尿の収集体制強化に取り組む必要があります。
- 人員・資機材等の不足により下水道が長期間にわたり復旧しない事態を回避するため、人員・資機材の確保や迅速な被災状況の把握が必要です。

3 消火・救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

3-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による消火・救助・救急活動等の絶対的不足

- 自衛隊、警察、消防等の職員・施設等が被災により絶対的不足が生じ救助・救急・消火活動等が大幅に遅延する恐れがあります。このため、住民自身による自主防災組織による消火・救助・救護活動の促進や消防協力事業所の普及を進める必要があります。
- 消防の資機材や消火用自然水利等が不足し、救助・救急・消火活動等が大幅に遅延する事態を回避するため、消防活動に関する正確な情報収集・伝達の実施、設備・機器・消防水利の確保といった事項に取り組む必要があります。

3-2 医療施設及び関係者の絶対的不足、医療機能の麻痺

- 災害拠点病院等の被災や、消防機関と災害拠点病院を含む医療施設および相互のネットワークが断絶し、医療を提供できない事態が懸念されます。このため、救急告示病院の耐震化や被災状況等の情報収集・伝達、医療機関の連携体制強化を進める必要があります。
- 医療関係者や救急資器材の不足、交通障害により現場救護所でのトリアージ、応急処置、医療機関への迅速な搬送、医療機関における適切な措置ができない事態が懸念されます。このため、医療関係者・機材・薬品等の確保に取り組む必要があります。

3-3 疫病・感染症等の大規模発生

- 下水道の長期間にわたる機能停止やし尿処理の停滞により、避難所等において疫病・感染症が蔓延する事態を回避するため、下水道施設の耐震化に加え、応急トイレ等の整備、し尿の収集体制強化に取り組む必要があります。

4 制御不能な二次災害を発生させない

4-1 ため池の損壊や農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ため池の損壊及びそれに伴う農地・農業用施設の損壊等により、下流域の人家・公共用施設等に甚大な被害が懸念されるため、ため池の改修などを進める必要があります。
- ため池の損壊や農地・農業用施設の荒廃により、農業に壊滅的な打撃が生じ、再建できない状況となることを回避するため、施設所有者への啓発が重要です。

4-2 有害物質等の大規模拡散・流出

- 有害物質の大規模拡散・流出が生じ、市民の健康被害が懸念されます。このため、事業所へ平時から指導を行い、事業所の防災体制の強化を図るとともに、設備の不備等を解消していくことが重要です。

4-3 風評被害等による経済等への甚大な影響

- 風評被害による市内産業、農業、漁業、観光等への多大な損害を回避するため、様々な媒体を活用した正確な情報発信体制を進めていくことが重要であります。

5 必要不可欠な行政機能を確保する

5-1 職員・施設の被災等による市役所の機能不全

- 本庁舎、区役所、学校園等の防災拠点施設の被災により施設・設備が使用できないことで行政機能が麻痺することを回避するため、設備の充実、非常用電源設備の整備、代替施設の確保、ライフライン停止時への対応を進めていく必要があります。
- 休日深夜の発災の場合、職員の参集の遅れ等により初動対応に遅延が生じる懸念があるほか、大規模災害時においては、指揮系統の混乱や情報断絶により災害対応の麻痺が懸念されます。このため、参集体制の強化、職員の疲労対策、職員の迅速な安否確認、職員・組織の意識・知識向上といった点が重要となり、円滑な情報収集・伝達の実施、バックアップ設備の確保、部局間の連携強化、受援体制の構築に取り組む必要があります。

5-2 防災関係機関や民間企業と連携がとれず、災害対策が麻痺

- 防災関係機関や民間企業と連携がとれず、治安の悪化やライフライン復旧の遅延、物資供給や復旧支援活動等の提供が受けられない事態を回避するため、自治体・関係機関・企業等との連携を強化し、防災対策の遅延等を回避する取組みが必要です。
- 人材不足（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）や資機材不足により道路啓開が大幅に遅延する懸念がある。このため、民間事業者等との連携を進めていくことが重要です。
- 災害ボランティアの受入れ体制の混乱により応援を受入れることができず、市民生活の復旧が大幅に遅延する事態を回避するため、ボランティアの受け入れ体制の整備、受け入れ施設および活動用資機材の確保に取組む必要があります。

5-3 甚大な被害を受けた南大阪地域の市町村との相互応援体制が麻痺

- 南大阪地域に甚大な被害が発生した際には、中核的都市である堺市がリーダーシップをとり、被災自治体の応援・支援を実施する必要があります。そのため、平時から南大阪地域自治体との連携を強化や緊急消防援助隊等の活動拠点を整備する必要があります。

6 必要不可欠な情報通信機能を確保する

6-1 情報伝達の不備等で避難行動の遅れ等による死傷者の発生

- 避難指示や津波警報等の伝達の遅延により避難が遅れ、多数の人的被害が発生するような事態やでまや流言による社会混乱を回避するため、要配慮者にも配慮した正確な情報発信、多様な情報伝達手段の確保が必要です。

7 安心・安全な避難生活を確保する

7-1 市民の防災意識の欠如による被害拡大

- 市民の防災意識の欠如により、日ごろからの備えに不備が生じたり、発災時の初動に誤りが生じ、人的・物的被害が拡大することが懸念されます。このため、市民への防災に関する意識・知識の周知を継続して進める必要があります。

7-2 大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足等

- 市内主要駅や庁舎等に多くの帰宅困難者が長期にわたり滞留する事態や滞留した帰宅困難者へ水・食糧等が供給できないことが懸念されます。このため、帰宅困難者への円滑な情報提供や企業等への帰宅抑制の啓発、民間施設の活用といった取組みを進める必要があります。
- 市外通勤者等の市外に滞在している時に被災した市民が長期にわたり帰宅できない事態が懸念され、早期に帰宅するための支援体制の構築が必要です。

7-3 劣悪な避難所運営等による災害関連死の発生

- 避難所運営が機能せず、環境・衛生状態の悪化により多数の災害関連死や治安悪化による犯罪が発生する事態が懸念されます。このため、地域による良好な生活環境を確保した避難所の運営体制を確立するとともに、情報伝達設備の充実、ライフライン停止に対する備えを進めていく必要があります。
- 福祉避難所が開設・運営できず避難行動要支援者に多数の災害関連死が発生する事態や在宅避難、車中泊の要配慮者等が支援を受けられず孤立する事態を回避する必要があります。そこで、福祉避難所の運営体制を確立するとともに、避難行動要支援者の避難支援体制の整備、要配慮者に応じた避難所環境の整備、福祉サービスに携わる事業者との連携を進めていく必要があります。また、外国人市民に対応した対策を講じることも必要です。
- 外国人旅行者に対して避難情報の伝達や帰国に関する情報提供の対策が必要です。

7-4 食料・飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止

- 発災直後に備蓄水・食糧を迅速に避難者へ配布できない事態や避難生活期において食糧・飲料水・生活必需品を安定して供給できない事態が懸念され、備蓄食糧・飲料水や支援物資等の確実な供給体制確立が必要です。
- 市内主要道路網が瓦礫や浸水により交通不能となり、避難所への物資供給ができない事態を回避するため、道路啓開体制の強化、沿道建物等の倒壊予防など、災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。
- 支援物資の供給においては、大阪府や配送車両、専門知識を有する物流事業者との連携が必要不可欠であるため、平時から大阪府や物流事業者等との連携を強化しておくことが重要です。

8 経済活動を機能不全に陥らせない

8-1 コンテナ・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 臨海部のコンテナや重要な産業施設において大規模な損壊や石油タンクのスロッシングによる大規模火災や爆発等が発生する懸念があります。このため、事業者の自主防災体制を強化し、危機管理意識の向上を図ることが必要です。

8-2 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- 市内企業等において、BCP等の対策不足による復旧の大幅な遅延や電力・燃料供給の寸断等によるサプライチェーンの崩壊により市内からの撤退や廃業に至ることが危惧されます。こうした事態を回避するため、事業者の自主防災体制の強化を図るとともに、企業BCPの策定率を高めていくことが重要です。
- また、交通障害が長期化により物流が停止することを回避するため、道路啓開体制の強化、沿道建物等の倒壊予防など、災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。

9 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

9-1 応急住宅対策の遅れによる避難所生活の長期化

○応急住宅対策の遅延による避難所生活の長期化を防ぐには、迅速な応急危険度判定や応急住宅の確保・供給、円滑なり災証明の発行の体制構築を進める必要があります。

9-2 生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延

○避難生活の長期化や災証明書の発行の遅れによる支援・再建の大幅な遅延により、市民生活の安定、社会経済活動の復旧・復興が遅れる懸念があります。このため、速やかな復興計画の策定等に係る体制・手順の確立や生活再建等の相談体制の充実、ボランティアの受け入れ体制の強化等を図る必要があります。

○り災証明書の発行の遅れによる支援・再建の遅延を回避するため、迅速な被害状況把握体制、円滑に災証明書を発行できる体制を構築しておくことが重要です。

9-3 長期間にわたり学校等が再開されない事態

○学校再開の大幅な遅延により児童、生徒の就学機会が喪失し、大幅な学習の遅れが生じることが危惧されます。このため、応急仮設住宅等への移住等を進め、避難所の早期の閉鎖を図ることにより円滑に学校を再開することが必要です。

○幼稚園、保育所の被災で再開が大幅に遅延することにより保護者の生活再建に遅れが生じる懸念があり、施設の耐震化を進める必要があります。

9-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○清掃工場の被災による稼働停止や人員不足等によるごみ収集作業の遅れ、一時集積所（仮置場）が不足することにより、大量の災害廃棄物（災害がれき及び生活ごみ等）が放置される懸念があります。また、処理が停滞し廃棄物が山積みされることにより、火災の発生や腐敗による衛生環境の悪化が危惧されます。このため、災害時の災害廃棄物の収集運搬体制を確立するとともに、仮置場候補地の選定、広域的な相互応援支援体制を構築することが必要です。

第4章 具体的な取組み

脆弱性評価を踏まえ、「起こしてはならない最悪な事態」ごとに本市が推進していく具体的な取組みは、以下の119施策（再掲除く）となります。

目標Ⅰ 被害の発生を抑止する

1 人命の保護が最大限図られる

1-1 民間建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

1-1 民間建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

- 最大震度7の激しい揺れにより大規模倒壊が発生
- 大規模火災等により「地震時等に著しく危険な密集市街地」では避難路が喪失
- 急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所での土砂災害により住居に被害が発生
- 激しい揺れにより文化財に多大な被害が発生

(1)最大震度7の激しい揺れにより大規模倒壊が発生

1-1	○住宅の耐震化の促進：【建築都市局】
1	耐震改修補助金制度の継続及び拡充の検討などの費用軽減策やライフステージの変化に合わせた改修や空家活用支援策と連携した耐震改修の促進をはじめ、安心できる設計と確実な改修工事が実施される審査検査体制の整備、分譲マンションの耐震性能確認と耐震改修を進めます。加えて、新築や建替え、除却も踏まえ、住宅行政や建築行政全般及び様々な施策と共に耐震化率を共通目標とし、総合的に実現します。 ≪住宅の耐震化率≫78.7%（H27）→95%（H37）
1-1	○市営住宅の建替事業の推進とオープンスペース等の一体的整備：【建築都市局】
2	老朽化が進み住戸規模等の住環境の水準の低い市営住宅を建替えることにより、耐震化を推進し、良好な住宅ストックの形成を図るとともに、オープンスペース等の一体的整備に努めます。 ≪建替戸数≫491戸（H27）→990戸（H32）
1-1	○宅地耐震化推進事業の実施：【建築都市局】
3	大規模地震が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地について、変動予測調査を行い、市内における位置・箇所数の把握をし、併せて「宅地ハザードマップ」等の公表により、市民への情報提供を図ります。 ≪大規模盛土造成地の規模・範囲の把握≫265ブロック（H27.12）→422ブロック（H28）

1-1	○耐震改修のきめ細かな啓発活動と相談の実施：【建築都市局】
4	多くの人に耐震改修の必要性を理解してもらうため、チラシの配布や区民祭りへの参加などキャンペーン活動を継続して実施するとともに、耐震診断は行ったが改修をまだ実施していない人への戸別訪問やお出かけ相談会の開催など、きめ細かく積極的に耐震改修をコーディネートします。

(2)延焼の拡大により大規模火災が発生／「地震時等に著しく危険な密集市街地」では大規模な火災、道路閉塞により地区外への避難路が喪失

1-1	○広域避難地及び緩衝空間の機能を有する都市公園等の整備：【建設局】
5	広域的避難や一次的避難、救援活動拠点、火災延焼の緩衝空間となる都市公園を整備します。また、災害時に身近な防災活動の拠点として活用できる街区公園等の整備を推進します。

1-1	○広域避難地及び一次避難地としての機能を有する都市公園の防災機能強化：【建設局】
6	非常用の防災トイレの整備等により、公園の防災機能の強化を図ります。

1-1	○市街地開発事業等の推進：【建築都市局】
7	まちづくりの合意形成に基づき、細分化された敷地の統合、耐火建築物の建設や公共施設の整備等、市街地再開発事業や土地区画整理事業等を行うことにより都市機能の更新を図り、安全・安心な都市空間を形成します。堺東駅南地区市街地再開発事業では、老朽化した商業ビルを建て替え、商業施設、住宅、駐車場等を主要用途とする耐火建築物である施設建築物を整備します。また、堺東駅周辺の行政ゾーンにおいては、にぎわいの創出と防災性の向上を図るため、市民交流広場を整備します。

1-1	○建築物の防火改修の促進：【建築都市局】
8	建築物の耐震改修工事と同時に防火改修工事を行う住宅に対して、工事費用の補助を行います。

1-1	○住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の推進：【建築都市局】
9	「地震時等に著しく危険な密集市街地」である新湊地区において、整備計画に位置付けた主要生活道路の拡幅整備、公園の整備、避難路の確保を行います。また、老朽木造賃貸住宅の良質な賃貸住宅への建替え、木造住宅の除却に要する費用の一部を補助することにより、建替えを促進します。 ≪建物倒壊時等に被災場所から地区外に避難できる確率≫96.2%（H26）→97%以上（H32）

1-1	○連続立体交差事業の推進【建設局】
10	鉄道線路の高架化等により、踏切事故や交通渋滞の解消を図ることと合わせ、新たな避難経路の確保の確保、市街地大火への拡大を抑制する延焼遮断機能の強化を図ります。

(3)急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所での土砂災害により住居に被害が発生

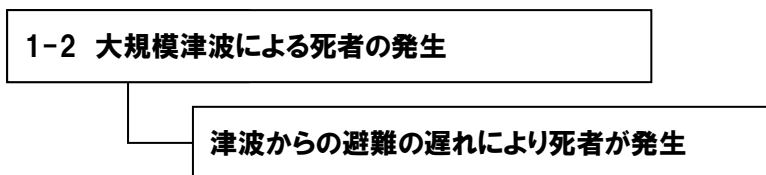
1-1	○土砂災害危険箇所把握・安全対策：【建設局】
11	土砂災害を未然に防ぐため、危険箇所を把握するとともに、国や大阪府と連携して安全対策をすすめます。 ≪土砂災害警戒区域指定箇所数≫80か所（H27）→147か所（H28）

1-1	○特別警戒区域内の住宅除却費用や区域外移転の支援【建築都市局】
12	土砂災害特別警戒区域内に指定前から存在する建築物に対し、所有者が除却・移転等を実施する費用の一部について補助を行います。

(4)激しい揺れにより文化財に多大な被害が発生

1-1	○建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進：【文化観光局】
13	文化財を災害から保護するため、所有者や国、大阪府と連携して、防災意識の高揚や防災設備等の整備を図ります。 ≪文化財パトロール≫36回／年

1-2 大規模津波による死者の発生



(1) 津波からの避難の遅れにより死者が発生

1-2	○津波ハザードマップによる周知：【危機管理室、区役所】
1	南海トラフ巨大地震による津波浸水想定や避難方法、事前準備（避難経路・目標の確認）を分かりやすく市民に伝えるため、津波ハザードマップを作成し、市民に広く周知します。 ≪区別防災マップによる周知≫更新毎に全戸配布

1-2	○津波率先避難等協力事業所の登録推進【危機管理室】
2	より多くの市民の早期避難行動に繋げるため、事業所の従業員等が発災時に津波に関する正確な情報入手と的確で迅速な避難行動を率先して行い、周辺住民や避難経路沿道の市民へ避難行動を呼びかける津波率先避難等協力事業所の登録を促進します。 ≪登録事業所数≫136事業所（H27）→170事業所（H32）

1-2	○津波避難ビルの指定及び周知【危機管理室】
3	災害時要援護者や避難が遅れた方が緊急一時的に避難するための津波避難ビルとして指定し、ホームページや津波ハザードマップ等を活用して市民への周知を進めます。 ≪区別防災マップによる周知≫更新毎に全戸配布

1-2	○水門の操作訓練：【建設局】
4	低地浸水を防ぐために大阪府港湾局が設置した古川水門・豎川水門について、操作協定を締結し、水門の運転を行っています。この水門は、東南海、南海地震によって発生が予想される津波を防ぐための役割も担っているため、津波の発生を想定した水門の操作訓練を定期的実施します。 ≪地震津波災害対策訓練実施回数≫2回／年

1-2	○全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用：【危機管理室】
5	緊急地震速報や大津波警報等の緊急情報を迅速かつ的確に受信し、市民等へ伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による同報系防災行政無線の自動連携装置等を適切に運用管理します。

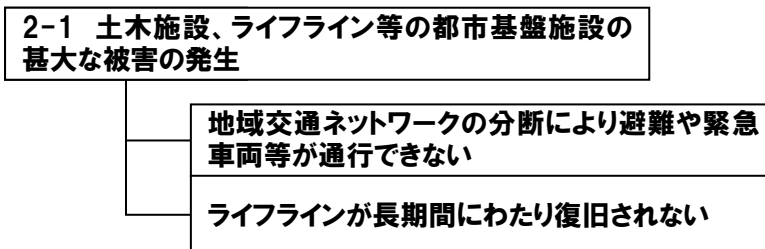
1-2	○多様な情報伝達手段の充実：【危機管理室、健康福祉局】
6	災害発生時に必要な情報を市民に広く届けられるよう、テレビやラジオだけでなく緊急速報エリアメールや防災情報メール、防災スピーカー、ホームページ、ツイッター、防災情報メール、災害情報FAXなど、多様な情報伝達手段を用いた情報発信を要配慮者の特性も踏まえて充実させます。また、障害者への避難生活支援情報等は、関係機関等と連携し、避難所等への手話通訳者、要約筆記者等の派遣や点字、音声などの手段を用いて適切に障害者に届くように体制を整備します。 ≪同報系屋外スピーカー整備数≫120基（H27）→122基（H28）

1-2	○多くの人が利用する建築物等の耐震化の促進：【建築都市局】
7	救急告示病院や地域の防災活動拠点施設、緊急交通路沿道建築物、幼稚園等の避難困難者利用建築物、危険物取扱建築物等の多くの人が利用する建築物等について、負担軽減策の継続や関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。また、津波避難路沿道等の建築物への耐震化促進施策を検討します。 ≪多数の人が利用する建築物等の耐震化率≫89.5% (H27) →95% (H32)

1-2	○連続立体交差事業の推進【建設局】
再掲	鉄道線路の高架化等により、踏切事故や交通渋滞の解消を図ることと合わせ、新たな避難経路の確保の確保、市街地大火への拡大を抑制する延焼遮断機能の強化を図ります。

2 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る

2-1 土木施設、ライフライン等の都市基盤施設の甚大な被害の発生



(1) 地域交通ネットワークの分断により避難や緊急車両等が通行できない

2-1	○緊急交通路等の橋りょう耐震強化事業の推進：【建設局】
1	緊急交通路等に関係する重要橋りょう150橋について、耐震化を推進します。 ≪150橋耐震化率≫71% (H27) →100% (H32)

2-1	○緊急交通路のマンホール浮上防止対策等の実施：【上下水道局】
2	地盤の液状化に伴うマンホールの浮き上がりや管渠の損傷に伴う道路陥没による交通障害を防ぐため、マンホールの浮上防止対策や管渠の耐震補強を実施します。

2-1	○都市計画道路の整備：【建設局、建築都市局】
3	都市計画道路は、人や物資を円滑に移動させる交通機能、避難・救援等に資する都市防災機能等の空間機能、都市構造の形成や、街区を形成する市街地形成機能等を有しています。これらの機能を有効に発揮するため、ミッシングリンクを解消し、道路ネットワークの形成を推進します。また、災害時における、迅速な救助や救援活動を実施するための緊急交通路としての機能や、地震による火災が発生した場合に延焼の拡大を抑制する延焼遮断帯としての機能を確保するため、都市計画道路の整備を推進します。

2-1	○道路の新設、改良、拡幅：【建設局】
4	道路は交通機能ばかりでなく電気・ガス・上下水道等の供給処理施設の収容機能、日照・通風・樹木等景観等の環境機能、消防活動の円滑化や延焼防止の防災機能等の諸機能を併せ持った最も基本的な都市基盤となる公共施設です。必要な道路の新設、既設道路の改良(拡幅・歩道設置等)、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保するとともに、全ての人や自転車、車が安全で円滑に利用できる道路の整備を推進します。また、電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を同時に推進します。

2-1	○管理橋りょうの適切な維持管理・補修の継続：【建設局】
5	「堺市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、管理橋りょうを定期的に点検することで、損傷度合いを確認・把握し、最適なタイミングで補修工事を行うことにより、橋りょうを健全な状態に保ちます。 ≪補修完了率(補修が完了した橋梁数/補修が必要な橋梁数)≫0% (H28) →100% (H32)

2-1	○損傷の可能性が高い施設の把握：【建設局、上下水道局】
6	道路施設、上下水道施設等において、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を目的として、平常時のパトロールや定期的な点検により、あらかじめ損傷の可能性が高い施設の把握に努めます。 ≪国の点検要領に基づく道路定期点検の実施≫82% (H27) →100% (H30) ≪重要な管きょ耐震対策率≫79.5% (H27) →100% (H32)

2-1	○鉄道橋りょうの耐震強化の促進【建築都市局】
7	南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に、交通機能が寸断されないよう、緊急交通路と交差する鉄道橋りょうの橋脚の耐震化を促進します。

2-1	○連続立体交差事業の推進【建設局】
再掲	鉄道線路の高架化等により、踏切事故や交通渋滞の解消を図ることと合わせ、新たな避難経路の確保の確保、市街地大火への拡大を抑制する延焼遮断機能の強化を図ります。

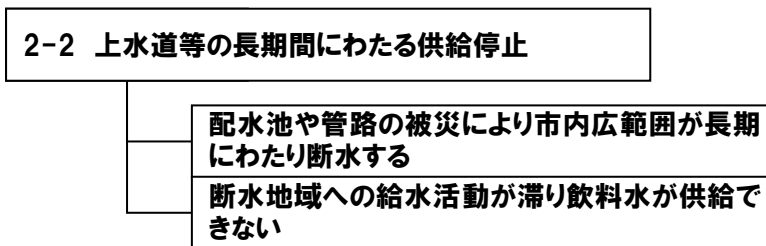
2-1	○地域緊急交通路の選定と周知：【危機管理室、建設局】
8	広域緊急交通路と市庁舎、地域災害医療センター（堺市立総合医療センター）等の防災拠点を連結する道路を地域緊急交通路として指定し、防災マップ等に記載して市民への周知に努めます。

2-1	○多くの人が利用する建築物等の耐震化の促進：【建築都市局】
再掲	救急告示病院や地域の防災活動拠点施設、緊急交通路沿道建築物、幼稚園等の避難困難者利用建築物、危険物取扱建築物等の多くの人が利用する建築物等について、負担軽減策の継続や関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。また、津波避難路沿道等の建築物への耐震化促進施策を検討します。 ≪多数の人が利用する建築物等の耐震化率≫89.5%（H27）→95%（H32）

(2)ライフラインが長期間にわたり復旧されない

2-1	○ライフライン事業者との連携：【危機管理室】
9	ライフラインの災害時における被害拡大防止、安定供給及び迅速な応急復旧を行うため、平時からガス、電気、通信等のライフラインを管理する各事業者との情報交換や連携を進めます。

2-2 上水道等の長期間にわたる供給停止



(1) 配水池や管路の被災により市内広範囲が長期にわたり断水する

2-2	○配水池の耐震補強の推進：【上下水道局】
1	災害時における応急給水の確保及び、水道システムの中核としての機能確保のため、配水池の耐震補強を実施します。また、耐震補強が困難な施設では更新を行います。 ≪配水池の耐震化率≫75%（H27）→88%（H37）

2-2	○上水道の耐震管路網の整備：【上下水道局】
2	災害時の管路破損等を防止し、給水機能を確保するために、経年劣化した配水支管（φ300mm以下）を22km/年更新、耐震化し、幹線管（φ350mm以下）は、管体腐食度進行度評価を実施し計画的に更新することで、平成37年度末の管路耐震化率は33.8%をめざします。 ≪全水道管路耐震化率≫21.6%（H27）→33.8%（H37）

2-2	○避難所等への給水ルートの耐震化等：【上下水道局】
3	平成37年度末の避難所等への給水ルートの耐震化率92%をめざして、優先的に管路耐震化を進めることで、必要な耐震管路網を構築し、災害時における指定避難所・医療施設等への給水ルートの早期確保を図ります。また、小学校を対象とし災害時給水栓の設置を検討します。 ≪避難所等への給水ルートの耐震化率≫60% (H27)→92% (H37)

2-2	○管路の多重化等のバックアップ機能の強化：【上下水道局】
4	管路更新の時には、ループ化や他の系統からの応援給水を考慮し整備を行うことや災害等の緊急時に隣接市から応援給水が可能な緊急連絡管の整備を進めることで、バックアップ機能を強化します。 ≪緊急連絡管整備箇所数≫9か所 (H27)→15か所 (H37)

2-2	○損傷の可能性が高い施設の把握：【建設局、上下水道局】
再掲	道路施設、上下水道施設等において、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を目的として、平常時のパトロールや定期的な点検により、あらかじめ損傷の可能性が高い施設の把握に努めます。 ≪国の点検要領に基づく道路定期点検の実施≫82% (H27)→100% (H30) ≪重要な管きょ耐震対策率≫79.5% (H27)→100% (H32)

2-2	○復旧用資器材の備蓄：【上下水道局】
5	上下水道施設等において、円滑な復旧を目的として、民間や関係団体等との連携を検討し、災害時に必要な復旧用資器材を確保します。

2-2	○震災対応に係るマニュアルの見直し：【上下水道局】
6	上下水道施設等において、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧が可能となるよう、震災対応に係るマニュアルの作成・見直しを継続的に行うとともに、マニュアルに基づく防災訓練を実施します。

(2) 断水地域への給水活動が滞り飲料水が供給できない

2-2	○給水車等の配備：【上下水道局、危機管理室】
7	避難所及び病院等の受水槽へ直接給水ができる給水車の更新を検討します。また、給水車による効率的かつ円滑な応急給水を行えるように、全ての指定避難所に簡易給水タンクの配備を進めます。

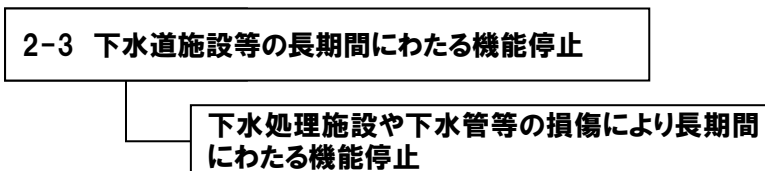
2-2	○送水管、配水幹線管へのあんしん給水栓の維持管理等：【上下水道局】
8	災害時に管路が被害を受け給水機能が停止したときに、その復旧までの間比較的被害を受けにくい大口径管路を利用して、市民に生活用・医療用の緊急用水を供給する施設である、あんしん給水栓について、維持管理を継続的に行います。また、災害時に応急給水活動を円滑に実施するために、給水拠点を整備します。

2-2	○飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理：【上下水道局、危機管理室】
9	災害時の消火用水及び飲料水の確保を目的とする飲料水兼用耐震性貯水槽について、維持管理を継続的に行います。

2-2	○食糧・飲料水・生活必需品の備蓄：【危機管理室、区役所、上下水道局】
10	食糧・飲料水・生活必需品について、食糧については堺市地震災害想定避難所生活者数の3食分を目安に、区役所備蓄倉庫、指定避難所等への分散備蓄を進めます。また、備蓄する品目についても要配慮者や女性等に配慮した品目を備蓄します。 ≪食糧・飲料水の指定避難所分散備蓄率≫81% (H27)→100% (H29)

2-2	○食糧・飲料水等の家庭備蓄の重要性の広報：【危機管理室、上下水道局】
11	食糧や飲料水等の家庭等での1週間分備蓄の重要性を市広報紙等を通じて市民に広報し家庭、事業所等における備蓄を促進します。 ≪区別防災マップによる周知≫更新毎に全戸配布

2-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止



(1) 下水処理施設や下水管等の損傷により長期間にわたる機能停止

2-3	○下水道建設構造物の改築・更新時の耐震診断・補強：【上下水道局】
1	既存の下水処理場・下水ポンプ場に対して耐震診断を行い、耐震性能を把握するとともに、大規模な地震に耐え得る耐震性能を保持していない主要な施設に対して耐震補強を実施します。 ≪耐震化率（処理場・ポンプ場の建築物）≫77.3% (H27) →100% (H31)

2-3	○下水道処理施設の設備類の耐震化：【上下水道局】
2	被災時においても施設の機能を保持できるように、改築更新事業に併せて設備類の耐震化を推進します。

2-3	○既設下水管の耐震補強：【上下水道局】
3	大規模地震により管路施設の機能が損壊されると汚水、雨水が市街地内に滞留し、都市機能や環境衛生に大きな打撃を与えることがあります。そのため、災害時においても公衆衛生の保全、浸水被害の防除、トイレの使用の確保、応急対策活動の確保という下水道が最低限有すべき機能が確保できるよう既設下水管の耐震補強を実施します。 ≪重要な管きょ耐震対策率≫79.5% (H27) →100% (H32)

2-3	○マンホールトイレの整備：【上下水道局、危機管理室】
4	被災時のトイレ機能の確保等を目的として、防災拠点（区役所、小学校）にマンホールトイレを整備します。 ≪整備率≫76% (H27) →100% (H32)

2-3	○ごみ・し尿の広域的な相互支援体制確立：【環境局】
5	災害時のごみ・し尿の収集処理体制を事業者等と連携して整備するとともに、広域的な相互支援体制を確立します。

2-3	○損傷の可能性が高い施設の把握：【建設局、上下水道局】
再掲	道路施設、上下水道施設等において、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を目的として、平常時のパトロールや定期的な点検により、あらかじめ損傷の可能性が高い施設の把握に努めます。 ≪国の点検要領に基づく道路定期点検の実施≫82% (H27) →100% (H30) ≪重要な管きょ耐震対策率≫79.5% (H27) →100% (H32)

2-3	○復旧用資器材の備蓄：【上下水道局】
再掲	上下水道施設等において、円滑な復旧を目的として、民間や関係団体等との連携を検討し、災害時に必要な復旧用資器材を確保します。

2-3	○震災対応に係るマニュアルの見直し：【上下水道局】
再掲	上下水道施設等において、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧が可能となるよう、震災対応に係るマニュアルの作成・見直しを継続的に行うとともに、マニュアルに基づく防災訓練を実施します。

目標Ⅱ 被害の拡大を抑止する

3 消火・救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

3-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による消火・救助・救急活動等の絶対的不足

3-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による消火・救助・救急活動等の絶対的不足

自衛隊、警察、消防等の職員・施設等の被災により救助・救急・消火活動等が大幅に遅延
 消防の資機材や消火用水利等が不足し、救助・救急・消火活動等が大幅に遅延

(1) 自衛隊、警察、消防等の職員・施設等の被災により救助・救急・消火活動等が大幅に遅延

3-1	○（仮称）堺市総合防災センターの整備：【消防局、危機管理室】
1	本市内陸地域の防災拠点として、消防職員や消防団員の災害対応能力を向上するための高度訓練施設機能、自主防災組織や小中学生等の市民の訓練・啓発機能、災害用備蓄倉庫、災害時における緊急消防援助隊等の活動拠点や支援物資の配送拠点機能を備えた（仮称）堺市総合防災センターを整備します。

3-1	○自主防災組織の活動促進・支援：【危機管理室、区役所】
2	災害時に地域住民が協力して避難、初期消火、救助、避難所運営等ができるよう、自主防災組織等が行う防災訓練の実施支援やリーダーとなる人材の育成など、自主防災活動の促進・支援を行います。

3-1	○自主防災組織の活動費等への助成：【区役所、危機管理室】
3	小学校区単位に結成している自主防災組織がより活性化するよう、自主防災組織内で行う防災訓練等に係る費用の一部を助成します。

3-1	○良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の構築【危機管理室、区役所、健康福祉局】
4	指定避難所を情報・物資・健康・医療等の地域の支援拠点と位置付け、自助・共助・公助の役割に応じて女性や要配慮者等に配慮した避難所の運営体制や環境整備、在宅避難者・車中泊者等の把握、保健師等の派遣、福祉サービスの提供など、被災者の心身の健康を守り、良好な生活環境を確保した避難所運営体制等を構築します。

3-1	○市民自身による救命活動の促進：【消防局】
5	市民の皆様や事業所等を対象として、家族等の救命活動を市民自ら行えるように、心肺蘇生やAEDの使い方、けがの手当など、応急手当講習を推進します。

3-1	○消防協力事業所制度の普及推進：【消防局】
6	<p>大規模災害等発生時の消防活動に、各事業所の判断により協力していただける「消防協力事業所制度」に登録していただくため、管内事業所に対する広報活動を行います。また、本制度に登録していただいた事業所に対して、定期的な研修会を行うことで防災知識及び技術の向上を図ります。</p> <p>≪消防協力事業所研修会（新規登録事業所に対する研修）≫随時</p> <p>≪消防協力事業所リーダー研修会（既登録事業所に対する研修）≫3年に1回以上</p>

3-1	○総合防災訓練の継続的な実施：【危機管理室】
7	<p>組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年1回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。また、災害図上訓練を継続的に実施します。</p>

(2) 消防の資機材や消火用水利等が不足し、救助・救急・消火活動等が大幅に遅延

3-1	○消防署所の施設整備：【消防局】
8	<p>地域住民の防災機関の中核として、人口密度等地域の実情の変動に応じて、全消防力と管内全域のバランスを考慮の上、老朽化した施設の移転・建替え等、総合的・効果的な消防施設整備計画を策定し、それに基づき適正な署所の配置を行います。</p>

3-1	○消防車両等の充実：【消防局】
9	<p>消防車両等の増強・更新を計画的に行い、複雑多様化する災害や増加する救急事案等に的確に対応すべく整備を図ります。</p>

3-1	○小型動力ポンプの整備：【消防局】
10	<p>上町断層による地震が発生した場合には、1日あたり最大169件の火災が想定されており、平時の隊編成では多くの火災の対応ができない危険性があるため、地震発生時、参集した消防職員が1件でも多くの火災に対応ができるよう、小型動力ポンプの増強整備を推進します。</p> <p>≪1火災1隊対応での火災対応率（169件火災想定）≫61.2%（H27）→66.2%（H30）</p>

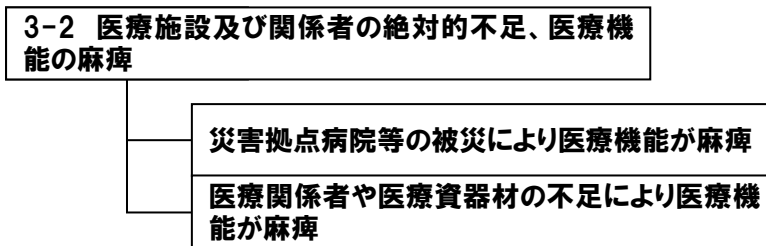
3-1	○消防行政統合システム整備事業：【消防局】
11	<p>消防行政統合システム（通信指令システム、支援系（警防・予防）システム、画像伝送システム、消防電話、その他業務システム等で構成されるシステムの総称）について、常時安定稼働を維持し、さらなる業務の円滑化を図るために、維持管理・定期点検を実施するとともに、定期的に関連機器等のハードウェア及びソフトウェアの更新を実施します。</p>

3-1	○耐震性防火水槽等の防火水槽の整備：【消防局】
12	消防水利については、その約9割近くを消火栓に頼っており、宅地開発による都市構造の変化で自然水利が減少しているのが現状です。また、水道の断水時には消火栓が使用不能になることが予想されることから、耐震性防火水槽の整備を図ります。

3-1	○ため池防災ネットワーク水路整備事業【産業振興局】
13	地区の自治会や水利組合との協働により、ため池の持つ多面的機能の一つ『利水』に着目し、池下流にある農業用水路にゲートや角落としを設置し、ため池の水を火災などの災害時の防火用水などに利用する「ため池防災 ネットワーク水路」の整備を行います。

3-1	○河川、ため池、農業用水路等の自然水利やプールの活用【消防局、建設局、産業振興局】
14	河川、ため池、農業用水路などの自然水利並びにプールについて、地震発生時の消防用水として活用を図ります。

3-2 医療施設及び関係者の絶対的不足、医療機能の麻痺



(1) 災害拠点病院等の被災により医療機能が麻痺

3-2	○医療関係機関相互の連携強化・健康危機管理対策の充実：【健康福祉局、堺市立総合医療センター】
1	災害拠点病院としての堺市立総合医療センターを中心とした医療関係機関等の連携を強化するとともに、医療従事者、医療機材、医薬品の確保など救急救護体制を整備します。また、保健所を中心として生活衛生や感染症等の健康危機管理対策を推進します。

3-2	○多くの人々が利用する建築物等の耐震化の促進：【建築都市局】
再掲	救急告示病院や地域の防災活動拠点施設、緊急交通路沿道建築物、幼稚園等の避難困難者利用建築物、危険物取扱建築物等の多くの人々が利用する建築物等について、負担軽減策の継続や関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。また、津波避難路沿道等の建築物への耐震化促進施策を検討します。 ≪多数の人々が利用する建築物等の耐震化率≫89.5% (H27) →95% (H32)

3-2	○避難所等への給水ルートの耐震化等：【上下水道局】
再掲	<p>平成37年度末の避難所等への給水ルートの耐震化率92%をめざして、優先的に管路耐震化を進めることで、必要な耐震管路網を構築し、災害時における指定避難所・医療施設等への給水ルートの早期確保を図ります。また、小学校を対象とし災害時給水栓の設置を検討します。</p> <p>≪避難所等への給水ルートの耐震化率≫60% (H27)→92% (H37)</p>

(2) 医療関係者や医療資器材の不足により医療機能が麻痺

3-2	○災害時医療体制の整備：【健康福祉局】
2	<p>以下に挙げる災害時の医療救護活動が、迅速かつ適切に行えるような災害時医療体制の整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療情報連絡員による負傷者の数、病院・診療所（救急告示病院・透析診療所）の被害調査 ・医師会・歯科医師会・薬剤師会への協力・出動要請 ・救護班・救護所の検討・設置 <ul style="list-style-type: none"> >拠点救護所の開設（急病診療センター等2箇所） >臨時救護所の設置（各中学校43箇所） >医療器材及び医薬品の配備 >各避難所等において臨時救護所開設の周知

3-2	○災害時医療救護活動マニュアル（仮称）の策定：【健康福祉局、消防局】
3	<p>発災直後から、医療機関には、自ら来院する傷病者や搬送される傷病者を合わせ、軽傷者と重傷者が混在した多数の傷病者が殺到することが想定されます。災害初動期において、多数の傷病者に適切に対応し、ひとりでも多くの人命を救助するため、行政、消防、医療関係機関と協力し、災害初動時における救護班・救護所の設置、トリアージ、応援の受入れ、広域搬送等の具体的手順を定めた災害時医療救護活動マニュアル（仮称）を策定するとともに、活動体制の整備を行います。</p>

3-2	○緊急医療班及び医療ボランティア等の受入れ体制の整備：【健康福祉局】
4	<p>以下に挙げる緊急医療班及び医療ボランティア等の要請及び受入れが円滑に実施できる体制の整備に努め、堺市医師会や他の医療機関等との効率的で効果的な連携体制を確立します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会・歯科医師会・薬剤師会への迅速な協力要請 ・救護班の派遣依頼 ・救護所等の設置及び医師会会員の救護所への参集体制の確認 ・救護班の受入調整及び受入リスト（派遣元、配置先、救護班員、診療科目、携行品等）の作成 ・救護所での必要物品の確保 ・救護班の交通手段・食料・宿舍の確保

3-2	○救急隊員活動の高度化：【消防局】
5	救急救命士の救命処置範囲拡大に伴う、気管挿管、薬剤投与等の資格者の養成や、救急救命士を含む救急隊員への再教育等のメディカルコントロール体制の拡充等により、救急隊員による応急処置の適正化・高度化を図ります。

3-2	○救急資器材の強化：【消防局】
6	各種災害の多様化と複雑化、更には大規模化の可能性が高まる一方で、これら特異な災害に際しては平常の消防力では対応が困難な場合が多く、多くの人力と共に多種多様な資器材も必要となることから、救急資器材の整備計画を定め、これに基づいた救急資器材の強化を行います。

3-2	○広域搬送体制の確立：【健康福祉局、消防局】
7	災害発生直後の被害（人命救助、傷病手当等）を軽減することができるよう、近隣又は他府県の救命救急センター等への迅速な搬送体制及び手順等を具体的に定めます。

3-2	○市民自身による救命活動の促進：【消防局】
再掲	市民の皆様や事業所等を対象として、家族等の救命活動を市民自ら行えるように、心肺蘇生やAEDの使い方、けがの手当など、応急手当講習を推進します。

3-2	○総合防災訓練の継続的な実施：【危機管理室】
再掲	組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年1回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。また、災害図上訓練を継続的に実施します。

3-2	○地域緊急交通路の選定と周知：【危機管理室、建設局】
再掲	広域緊急交通路と市庁舎、地域災害医療センター（堺市立総合医療センター）等の防災拠点を連結する道路を地域緊急交通路として指定し、防災マップ等に記載して市民への周知に努めます。

3-3 疫病・感染症等の大規模発生

3-3 疫病・感染症等の大規模発生

下水道の長期間にわたる機能停止やし尿処理の停滞により疫病・感染症が蔓延

(1) 下水道の長期間にわたる機能停止やし尿処理の停滞により疫病・感染症が蔓延

3-3	○下水道建設構造物の改築・更新時の耐震診断・補強：【上下水道局】
再掲	<p>既存の下水処理場・下水ポンプ場に対して耐震診断を行い、耐震性能を把握するとともに、大規模な地震に耐え得る耐震性能を保持していない主要な施設に対して耐震補強を実施します。</p> <p>≪耐震化率（処理場・ポンプ場の建築物）≫77.3%（H27）→100%（H31）</p>

3-3	○下水道処理施設の設備類の耐震化：【上下水道局】
再掲	<p>被災時においても施設の機能を保持できるように、改築更新事業に併せて設備類の耐震化を推進します。</p>

3-3	○既設下水管の耐震補強：【上下水道局】
再掲	<p>大規模地震により管路施設の機能が損壊されると汚水、雨水が市街地内に滞留し、都市機能や環境衛生に大きな打撃を与えることがあります。そのため、災害時においても公衆衛生の保全、浸水被害の防除、トイレの使用の確保、応急対策活動の確保という下水道が最低限有すべき機能が確保できるよう既設下水管の耐震補強を実施します。</p> <p>≪重要な管きょ耐震対策率≫79.5%（H27）→100%（H32）</p>

3-3	○マンホールトイレの整備：【上下水道局、危機管理室】
再掲	<p>被災時のトイレ機能の確保等を目的として、防災拠点（区役所、小学校）にマンホールトイレを整備します。</p> <p>≪整備率≫76%（H27）→100%（H32）</p>

4 制御不能な二次災害を発生させない

4-1 ため池の損壊や農地の荒廃による被害の拡大

4-1 ため池の損壊や農地の荒廃による被害の拡大

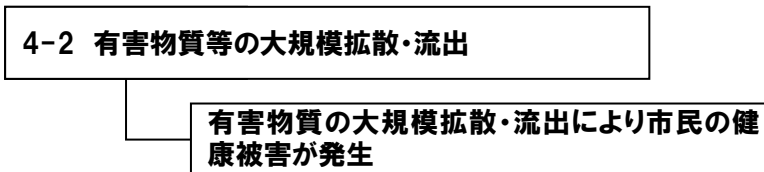
ため池の損壊や農地・農業用施設の荒廃により農業に壊滅的な被害が発生

(1) ため池の損壊や農地・農業用施設の荒廃により農業に壊滅的な被害が発生

4-1	○地震防災上必要なため池の計画的整備：【産業振興局】
1	<p>ため池の堤体崩壊により、下流域の人家・農業施設・公共施設等に甚大な被害を及ぼす恐れがあるため、損傷・変形を受けても貯水機能を保持し、下流域の二次災害を防止するため、管理者や関係機関との協議・調整を行い、順次計画的な耐震化整備を推進します。</p>

4-1	○市街地及びその周辺の農地の適切な保全・活用：【産業振興局】
2	市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担うことから、防災協力農地登録制度を適切に保全・活用することで、オープンスペースの確保を図ります。 ≪防災協力農地面積≫8.5ha (H27) →22ha (H28)

4-2 有害物質等の大規模拡散・流出



(1) 有害物質の大規模拡散・流出により市民の健康被害が発生

4-2	○事業所からの管理化学物質の流出防止に対する推進【環境局】
1	大規模災害発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出を防止するため、「大阪府化学物質管理適正指針」に基づき、一定規模以上の事業者に対して、化学物質の管理計画書の提出を義務化し、大規模災害発生時の環境リスクの低減を促進します。

4-2	○危険物災害予防対策の推進：【消防局】
2	危険物施設を保有する事業所への立入りや講習会、研修会等の機会を捉え、関係者に対し保安教育を行い、自衛消防組織の充実強化を図り、各種訓練の実施を促進するとともに、消防関係法令の技術基準や規制の遵守を指導します。

4-2	○工場や事業所の自主保安や防災体制の充実：【産業振興局、消防局】
3	コンビナート災害等を防止するため、危険物や高圧ガス等の危険要因を有する工場や事業所の自主保安や防災体制の充実を促進します。

4-2	○事業所の自主防災体制整備の支援：【産業振興局、消防局、危機管理室】
4	事業所に対して広報紙や研修会、消防署による予防査察を通じて、自主防災体制の整備について指導、助言、啓発を行います。また、事業所における従業員等の安全確保、重要業務の継続・早期復旧のための事業継続計画（BCP）の策定を促進します。 ≪水防法に基づく避難計画策定大規模工場数≫0社 (H27) →25社 (H32)

4-2	○多くの人が利用する建築物等の耐震化の促進：【建築都市局】
再掲	救急告示病院や地域の防災活動拠点施設、緊急交通路沿道建築物、幼稚園等の避難困難者利用建築物、危険物取扱建築物等の多くの人が利用する建築物等について、負担軽減策の継続や関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。また、津波避難路沿道等の建築物への耐震化促進施策を検討します。 ≪多数の人が利用する建築物等の耐震化率≫89.5% (H27) →95% (H32)

4-3 風評被害等による経済等への甚大な影響

4-3 風評被害等による経済等への甚大な影響

風評被害により市内産業、農業、漁業、観光等に多大な損害が発生

(1) 風評被害により市内産業、農業、漁業、観光等に多大な損害が発生

4-3	○ホームページ等による情報発信や報道機関への情報提供等の体制整備：【市長公室】
1	要配慮者に配慮しながら、災害の状況、被災者に対する生活情報や応急活動の実施状況等の災害関連情報を市ホームページ等により迅速に発信し、また、報道機関にも定期的に発表できるよう体制を整えます。 ≪大規模災害時用ホームページ切替え訓練実施回数≫1回/年

4-1	○多様な情報伝達手段の充実：【危機管理室、健康福祉局】
再掲	災害発生時に必要な情報を市民に広く届けられるよう、テレビやラジオだけでなく緊急速報エリアメールや防災情報メール、防災スピーカー、ホームページ、ツイッター、防災情報メール、災害情報FAXなど、多様な情報伝達手段を用いた情報発信を要配慮者の特性も踏まえて充実させます。また、障害者への避難生活支援情報等は、関係機関等と連携し、避難所等への手話通訳者、要約筆記者等の派遣や点字、音声などの手段を用いて適切に障害者に届くように体制を整備します。 ≪同報系屋外スピーカー整備数≫120基 (H27) →122基 (H28)

目標Ⅲ 迅速に判断・行動する

5 必要不可欠な行政機能を確保する

5-1 職員・施設の被災等による市役所の機能不全

5-1 職員・施設の被災等による市役所の機能不全

本庁舎、区役所、学校園等の被災により防災拠点施設が使用できない
 休日深夜の発災により職員の参集の遅延／指揮系統の混乱、情報収集・共有が麻痺

(1) 本庁舎、区役所、学校園等の被災により防災拠点施設が使用できない

5-1	○市役所本庁舎、区役所等の機能、設備の充実：【総務局、危機管理室、区役所】
1	災害時に防災中枢施設となる本庁、各区役所等の機能を強化するため、災害時の業務執行に要する機器類・備品等の整備や、当該室が損壊した場合の代替施設を選定するなどのバックアップ対策等に努めます。
5-1	○非常用電源設備の機能強化【総務局、区役所、上下水道局、消防局】
2	災害対応の中核となる市役所本庁舎、区役所、上下水道局庁舎、消防本部等は、非常用電源設備の増強や代替手法の検討など、機能強化を推進する。
5-1	○非常用電源設備等の燃料調達計画の作成・推進【危機管理室】
3	電源設備の増強、備蓄量の増大を全庁的に推進するには、導入及び維持管理に多大なコストを要するため、業界団体等との燃料調達に関する協定を締結するなど、燃料調達方法に関する具体方策を検討します。
5-1	○避難所・防災拠点施設の応急危険度判定体制の整備：【建築都市局】
4	災害発生後直ちに、避難所及び防災拠点施設への応急危険度判定を実施し、施設使用の可否を判定する体制を整備します。
5-1	○（仮称）堺市総合防災センターの整備：【消防局、危機管理室】
再掲	本市内陸地域の防災拠点として、消防職員や消防団員の災害対応能力を向上するための高度訓練施設機能、自主防災組織や小中学生等の市民の訓練・啓発機能、災害用備蓄倉庫、災害時における緊急消防援助隊等の活動拠点や支援物資の配送拠点機能を備えた（仮称）堺市総合防災センターを整備します。

(2) 休日深夜の発災により職員の参集の遅延／指揮系統の混乱、情報収集・共有が麻痺

5-1	○初動体制の確保：【危機管理室】
5	勤務時間外における初動体制の確保に向けた危機管理当直制度や危機管理対策職員宿舎制度、職員招集システムの充実及び適切な運用を図ります。

5-1	○災害対応体制の充実：【危機管理室、各局】
6	災害対策本部や区災害対策本部、各局対策部が初動から連携し、円滑に運営できるように、運営マニュアルの実効性検証や目標管理型災害対応訓練や部局間が連携した訓練等を実施することにより、その機能強化を図ります。

5-1	○非常時優先業務の業務継続：【危機管理室、各局】
7	災害時の行政機能が低下した状況下においても、業務継続計画に基づいて市が実施すべき重要業務を優先的に継続して行うことにより、市民生活等への影響を最小限に止めます。業務継続計画は、訓練等により抽出された問題点等を踏まえて、継続的に改定、見直しを行います。

5-1	○防災情報システムの充実：【危機管理室】
8	各種防災情報の収集、伝達、管理を効率的、効果的に行うため、訓練等による検証を踏まえた改修を行うなど、防災情報システムの充実を図ります。

5-1	○防災拠点間の情報共有体制の整備：【危機管理室】
9	災害対策本部や区災害対策本部、指定避難所等の防災拠点間における迅速な被害情報収集や正確な相互の情報伝達が円滑に行えるように無線通信施設や防災情報システムの整備及び運用の強化を図ります。

5-1	○職員用備蓄食糧等の確保【総務局、上下水道局】
10	大規模災害時の職員用の備蓄（飲料水及び食料）を確保し、災害対策本部等の機能確保と適切な災害応急活動の実施に備えます。

5-1	○自治体等からの受援体制の構築：【危機管理室】
11	大規模災害時の職員の被災や災害対応業務が増大する状況においても行政機能を維持・継続していくため、他の自治体や団体、民間事業者等から支援を要する業務や受入れ場所等の受援内容をあらかじめ定めた「堺市受援計画」を策定します。

5-1	○総合防災訓練の継続的な実施：【危機管理室】
再掲	組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年1回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。また、災害図上訓練を継続的に実施します。

5-1	○職員の防災教育の実施【危機管理室】
12	職員個人の災害対応能力を向上させるとともに、組織的な対応力の向上を図っていくため、防災講演会やセミナー等の防災教育イベントや災害対応能力向上研修、訓練等を実施します。

5-2 防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺

5-2 防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺	
	防災関係機関や民間企業と連携がとれず物資供給や復旧支援活動等の災害対策が麻痺
	受入れ体制の混乱により災害ボランティアの応援を受入れが大幅に遅延

(1) 防災関係機関や民間企業と連携がとれず物資供給や復旧支援活動等の災害対策が麻痺

5-2	○他政令市、関西広域連合における支援関係の構築【危機管理室】
1	政令市など災害時相互応援協定を締結している自治体や関西広域連合における合同訓練の実施、各種防災対策に関する情報共有等、常時の連携を深め、災害時に円滑な支援・受援を実施できる体制を構築する。

5-2	○自治体等からの受援体制の構築：【危機管理室】
再掲	大規模災害時の職員の被災や災害対応業務が増大する状況においても行政機能を維持・継続していくため、他の自治体や団体、民間事業者等から支援を要する業務や受入れ場所等の受援内容をあらかじめ定めた「堺市受援計画」を策定します。

5-2	○防災関係機関や民間事業者等との連携推進：【危機管理室、各局】
2	災害対応においては、応急復旧や物資調達、輸送、施設提供など、自治体や防災関係機関、民間事業者等との連携・支援が必要不可欠のため、平時から災害時協定の締結や連携・支援内容の協議等を進めます。

5-2	○消防協力事業所制度の普及推進：【消防局】
再掲	大規模災害等発生時の消防活動に、各事業所の判断により協力していただける「消防協力事業所制度」に登録していただくため、管内事業所に対する広報活動を行います。また、本制度に登録していただいた事業所に対して、定期的な研修会を行うことで防災知識及び技術の向上を図ります。 ≪消防協力事業所研修会（新規登録事業所に対する研修）≫随時 ≪消防協力事業所リーダー研修会（既登録事業所に対する研修）≫3年に1回以上

5-2	○福祉関係機関や福祉サービス事業者との連携【健康福祉局】
3	障害者や高齢者等の避難支援において、特性に応じた支援や配慮すべきことについて、地域住民等への啓発を進めるとともに、平常時においても地域の防災訓練への障害者や高齢者等の参加等による地域とのつながりを推進します。また、平常時から利用者のことをよく理解している福祉関係機関や福祉サービス事業者とも連携をしながら、被害の軽減をめざします。

5-2	○災害がれきの広域的な相互支援体制確立：【環境局】
4	災害により大量に発生した災害がれきを円滑に処理するため、府や近隣自治体と連携して、広域的な相互支援体制を確立します。

5-2	○総合防災訓練の継続的な実施：【危機管理室】
再掲	組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年1回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。また、災害図上訓練を継続的に実施します。

5-2	○堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点との連携：【危機管理室、建築都市局】
5	大規模地震時等の被害が甚大かつ広域に発生した時に、府県を越えて機能する物資中継基地や広域支援部隊等の拠点となる近畿地方整備局の堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点と所在市である本市との連携を促進します。

(2) 受入れ体制の混乱により災害ボランティアの応援を受入れが大幅に遅延

5-2	○災害ボランティアとの連携：【健康福祉局】
6	災害ボランティアの受入れ・派遣等を行う災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を行うため、社会福祉協議会やボランティア連絡会等と連携し、その体制を構築します。また、社会福祉協議会における災害ボランティアの登録を促進します。

5-2	○緊急医療班及び医療ボランティア等の受入れ体制の整備：【健康福祉局】
再掲	<p>以下に挙げる緊急医療班及び医療ボランティア等の要請及び受入れが円滑に実施できる体制の整備に努め、堺市医師会や他の医療機関等との効率的で効果的な連携体制を確立します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会・歯科医師会・薬剤師会への迅速な協力要請 ・ 救護班の派遣依頼 ・ 救護所等の設置及び医師会会員の救護所への参集体制の確認 ・ 救護班の受入調整及び受入リスト（派遣元、配置先、救護班員、診療科目、携行品等）の作成 ・ 救護所での必要物品の確保 ・ 救護班の交通手段・食料・宿舍の確保

5-3 甚大な被害を受けた南大阪地域の市町村との相互応援体制が麻痺

5-3 甚大な被害を受けた南大阪地域の市町村との相互応援体制が麻痺

南大阪地域の中核的都市である堺市が周辺市町村との相互応援体制が麻痺

(1) 南大阪地域の中核的都市である堺市が周辺市町村との相互応援体制が麻痺

5-3	○南大阪地域の市町村との相互応援体制の強化：【危機管理室】
	南大阪地域の中核的都市として、平時から泉州地域や南河内地域の市町村との情報交換や相互応援訓練等の実施により相互応援体制の強化を図ります。

5-3	○（仮称）堺市総合防災センターの整備：【消防局、危機管理室】
再掲	本市内陸地域の防災拠点として、消防職員や消防団員の災害対応能力を向上するための高度訓練施設機能、自主防災組織や小中学生等の市民の訓練・啓発機能、災害用備蓄倉庫、災害時における緊急消防援助隊等の活動拠点や支援物資の配送拠点機能を備えた（仮称）堺市総合防災センターを整備します。

6 必要不可欠な情報通信機能を確保する

6-1 情報伝達の不備等で避難行動の遅れ等による死傷者の発生

6-1 情報伝達の不備等で避難行動の遅れ等による死傷者の発生

避難指示等の伝達遅延による避難の遅れで死傷者が発生／でま等による社会混乱が発生

(1) 避難指示や大津波警報等の伝達遅延等による避難の遅れで死傷者が発生／でまや流言により社会混乱が発生

6-1	○全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用：【危機管理室】
再掲	緊急地震速報や大津波警報等の緊急情報を迅速かつ的確に受信し、市民等へ伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による同報系防災行政無線の自動連携装置等を適切に運用管理します。

6-1	○多様な情報伝達手段の充実：【危機管理室、健康福祉局】
再掲	<p>災害発生時に必要な情報を市民に広く届けられるよう、テレビやラジオだけでなく緊急速報エリアメールや防災情報メール、防災スピーカー、ホームページ、ツイッター、防災情報メール、災害情報FAXなど、多様な情報伝達手段を用いた情報発信を要配慮者の特性も踏まえて充実させます。また、障害者への避難生活支援情報等は、関係機関等と連携し、避難所等への手話通訳者、要約筆記者等の派遣や点字、音声などの手段を用いて適切に障害者に届くように体制を整備します。</p> <p>≪同報系屋外スピーカー整備数≫120基（H27）→122基（H28）</p>

6-1	○外国人への支援体制等の整備：【文化観光局、危機管理室】
1	<p>災害時多言語支援センター設置訓練や災害時ボランティア通訳の育成、多言語ラジオ放送での防災情報の提供など、災害時に備えた外国人支援体制を整備します。併せて、外国人市民の防災訓練への参加支援や多言語による防災情報の提供など、外国人市民への啓発事業を行います。また、外国人旅行者への避難情報伝達や帰国支援対策を進めます。</p> <p>≪災害時多言語支援センター設置訓練の実施≫1回／年</p>

6-1	○避難地案内表示板等の設置：【危機管理室】
2	<p>緊急時に広域避難地や避難所等へスムーズな避難ができるよう、案内表示板等の設置を推進します。</p>

6-1	○防災拠点間の情報共有体制の整備：【危機管理室】
再掲	<p>災害対策本部や区災害対策本部、指定避難所等の防災拠点間における迅速な被害情報収集や正確な相互の情報伝達が円滑に行えるように無線通信施設や防災情報システムの整備及び運用の強化を図ります。</p>

6-1	○ホームページ等による情報発信や報道機関への情報提供等の体制整備：【市長公室】
再掲	<p>要配慮者に配慮しながら、災害の状況、被災者に対する生活情報や応急活動の実施状況等の災害関連情報を市ホームページ等により迅速に発信し、また、報道機関にも定期的に発表できるよう体制を整えます。</p> <p>≪大規模災害時用ホームページ切替え訓練実施回数≫1回／年</p>

目標Ⅳ 安心・安全な避難生活

7 安心・安全な避難生活を確保する

7-1 市民の防災意識の欠如による被害拡大

7-1 市民の防災意識の欠如による被害拡大

市民の防災意識の欠如により人的・物的被害が拡大する

(1) 市民の防災意識の欠如により人的・物的被害が拡大する

7-1	○防災知識の普及啓発：【危機管理室、区役所、健康福祉局】
1	防災訓練や出前講座、区域毎の行事など、あらゆる機会を通じて市民に対して災害の知識や日ごろの備え、自主防災活動の必要性、要配慮者への支援等の普及啓発を行います。また、要配慮者やその家族等に対しても、特性に応じた備え等の啓発を行います。

7-1	○防災啓発冊子等の作成：【危機管理室】
2	災害から自らの命を守るために必要なことをまとめた防災ガイドブックや災害の予想範囲、避難経路及び避難場所等の情報を記載したハザードマップを作成、配布し、市民の防災意識の高揚に努めます。

7-1	○津波ハザードマップによる周知：【危機管理室、区役所】
再掲	南海トラフ巨大地震による津波浸水想定や避難方法、事前準備（避難経路・目標の確認）を分かりやすく市民に伝えるため、津波ハザードマップを作成し、市民に広く周知します。 ≪区別防災マップによる周知≫更新毎に全戸配布

7-1	○自主防災組織の活動促進・支援：【危機管理室、区役所】
再掲	災害時に地域住民が協力して避難、初期消火、救助、避難所運営等ができるよう、自主防災組織等が行う防災訓練の実施支援やリーダーとなる人材の育成など、自主防災活動の促進・支援を行います。

7-1	○学校における防災教育の実施：【教育委員会】
3	次世代を担う子どもたちの将来にわたる高い防災意識の基礎を身に付けてもらうため、避難訓練の実施とあわせ、防災教育の充実を図り、自然災害についての基本的知識や、自助・共助についての理解と実践できる態度の育成を図ります。

7-1	○耐震改修のきめ細かな啓発活動と相談の実施：【建築都市局】
再掲	多くの人に耐震改修の必要性を理解してもらうため、チラシの配布や区民祭りへの参加などキャンペーン活動を継続して実施するとともに、耐震診断は行ったが改修をまだ実施していない人への戸別訪問やお出かけ相談会の開催など、きめ細かく積極的に耐震改修をコーディネートします。

7-1	○食糧・飲料水等の家庭備蓄の重要性の広報：【危機管理室、上下水道局】
再掲	食糧や飲料水等の家庭等での1週間分備蓄の重要性を市広報紙等を通じて市民に広報し家庭、事業所等における備蓄を促進します。 ≪区別防災マップによる周知≫更新毎に全戸配布

7-1	○住民、事業所への防火意識の普及啓発：【消防局】
4	春・秋・歳末火災予防運動を実施し、事業所等での立入り検査の強化や消防訓練の指導、地域住民を対象とした防火キャンペーン等を実施します。また、自治会等を通じて防火ポスターやパンフレット、チラシ等を配布し、防火意識の普及啓発を行います。

7-1	○防火・防災管理者の養成・指導育成：【消防局】
5	消防法に基づく防火・防災管理者の資格取得についての講習会の実施、周知案内等、防火・防災管理者の養成を行います。

7-1	○（仮称）堺市総合防災センターの整備：【消防局、危機管理室】
再掲	本市内陸地域の防災拠点として、消防職員や消防団員の災害対応能力を向上するための高度訓練施設機能、自主防災組織や小中学生等の市民の訓練・啓発機能、災害用備蓄倉庫、災害時における緊急消防援助隊等の活動拠点や支援物資の配送拠点機能を備えた（仮称）堺市総合防災センターを整備します。

7-1	○総合防災訓練の継続的な実施：【危機管理室】
再掲	組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年1回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。また、災害図上訓練を継続的に実施します。

7-2 大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足等

7-2 大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足等

市内主要駅や庁舎等に多くの帰宅困難者が長期間にわたり滞留／市外滞在時に被災した市民が長期にわたり帰宅できない

(1) 市内主要駅や庁舎等に多くの帰宅困難者が長期間にわたり滞留／市外滞在時に被災した市民が長期にわたり帰宅できない

7-2	○帰宅支援体制の構築：【危機管理室】
1	交通機関の途絶により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、情報提供等円滑な帰宅を支援するため、帰宅支援マップや広域避難地・避難所案内表示板の作成等の対策を検討します。また、市外滞在時に被災した市民が早期に帰宅できるための支援対策を大阪府や大阪市等と連携して進めます。

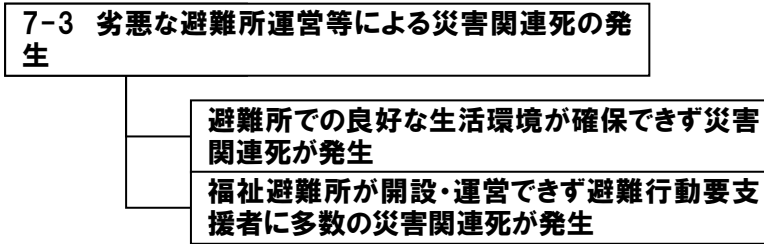
7-2	○一時収容場所の確保：【危機管理室】
2	急行停車駅等主要な駅周辺において、交通機関の途絶により帰宅できない人を収容することができる施設等の確保を検討します。

7-2	○企業等への帰宅困難従業員対策の啓発：【危機管理室】
3	帰宅できない従業員等に対しての自助対策として、発災直後から3日間程度の食糧・飲料水等の備蓄、通信手段の確保、徒歩帰宅経路の事前確認等を推進してもらうよう啓発に努めます。

7-2	○授業中や登下校中の幼児・児童・生徒の安全確保：【子ども青少年局、教育委員会】
4	授業中や登下校中に大規模地震が発生した場合、幼児・児童・生徒が帰宅することが困難な状況に陥ることが想定されます。教職員等が幼児・児童・生徒の安全を確保し、保護者への引き渡しを迅速かつ的確に行うことができる体制を構築します。

7-2	○関西広域連合における支援体制の整備：【危機管理室】
5	関西広域連合において、コンビニエンスストア、外食事業者等との「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」の締結を推進します。この協定に基づき、災害時の徒歩帰宅者を支援するために「水道水」、「トイレ」、「道路情報等の情報」の提供を受けられる店舗を『災害時帰宅支援ステーション』と位置付け、店舗入口付近にステッカーを掲出し、住民への啓発、認知度の向上を図ります。

7-3 劣悪な避難所運営等による災害関連死の発生



(1) 避難所での良好な生活環境が確保できず災害関連死が発生

7-3	○良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の構築【危機管理室、区役所、健康福祉局】
再掲	指定避難所を情報・物資・健康・医療等の地域の支援拠点と位置付け、自助・共助・公助の役割に応じて女性や要配慮者等に配慮した避難所の運営体制や環境整備、在宅避難者・車中泊者等の把握、保健師等の派遣、福祉サービスの提供など、被災者の心身の健康を守り、良好な生活環境を確保した避難所運営体制等を構築します。

7-3	○自主防災組織の活動促進・支援：【危機管理室、区役所】
再掲	災害時に地域住民が協力して避難、初期消火、救助、避難所運営等ができるよう、自主防災組織等が行う防災訓練の実施支援やリーダーとなる人材の育成など、自主防災活動の促進・支援を行います。

7-3	○自主防災組織の活動費等への助成：【区役所、危機管理室】
再掲	小学校区単位に結成している自主防災組織がより活性化するよう、自主防災組織内で行う防災訓練等に係る費用の一部を助成します。

7-3	○防災拠点間の情報共有体制の整備：【危機管理室】
再掲	災害対策本部や区災害対策本部、指定避難所等の防災拠点間における迅速な被害情報収集や正確な相互の情報伝達が行えるように無線通信施設や防災情報システムの整備及び運用の強化を図ります。

7-3	○マンホールトイレの整備：【上下水道局、危機管理室】
再掲	被災時のトイレ機能の確保等を目的として、防災拠点（区役所、小学校）にマンホールトイレを整備します。 ≪整備率≫76%（H27）→100%（H32）

7-3	○避難所・防災拠点施設の応急危険度判定体制の整備：【建築都市局】
再掲	災害発生後直ちに、避難所及び防災拠点施設への応急危険度判定を実施し、施設使用の可否を判定する体制を整備します。

(2) 福祉避難所が開設・運営できず避難行動要支援者に多数の災害関連死が発生

7-3	○福祉避難所の指定及び適切な運営：【危機管理室、健康福祉局】
1	障害福祉サービス事業者等と連携して、福祉避難所の指定を進めるとともに、要配慮者の特性に応じた福祉避難所開設・運営マニュアルの整備や開設・運営訓練の実施など、適切な福祉避難所の開設・運営支援を実施します。

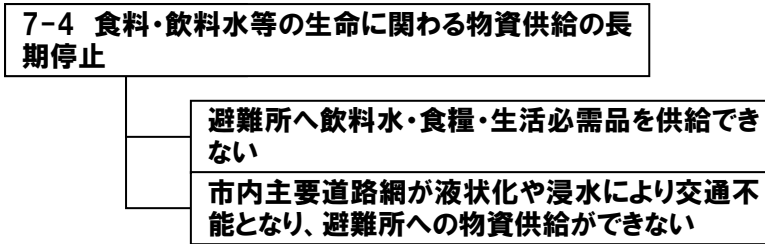
7-3	○避難行動要支援者の避難支援体制の整備：【健康福祉局、危機管理室、区役所】
2	民生委員児童委員による避難行動要支援者への訪問調査を推進し、本人の意思及び個人情報保護に十分留意しつつ、避難行動要支援者の個々の状況に応じた個別の避難計画の策定を促進するなど、地域支援者等を主体とした共助によるより効果的な避難支援体制づくりを進めます。

7-3	○外国人への支援体制等の整備：【文化観光局、危機管理室】
再掲	災害時多言語支援センター設置訓練や災害時ボランティア通訳の育成、多言語ラジオ放送での防災情報の提供など、災害時に備えた外国人支援体制を整備します。併せて、外国人市民の防災訓練への参加支援や多言語による防災情報の提供など、外国人市民への啓発事業を行います。また、外国人旅行者への避難情報伝達や帰国支援対策を進めます。 ≪災害時多言語支援センター設置訓練の実施≫1回/年

7-3	○福祉関係機関や福祉サービス事業者との連携【健康福祉局】
再掲	障害者や高齢者等の避難支援において、特性に応じた支援や配慮すべきことについて、地域住民等への啓発を進めるとともに、平常時においても地域の防災訓練への障害者や高齢者等の参加等による地域とのつながりを推進します。また、平常時から利用者のことをよく理解している福祉関係機関や福祉サービス事業者とも連携をしながら、被害の軽減をめざします。

7-3	○福祉サービス事業所の事業継続計画（BCP）に基づく防災体制整備【健康福祉局、危機管理室】
3	福祉サービス事業者において、災害が発生した場合でも被害を最小限にとどめ、災害時における利用者の支援と並行して、できるだけ早くサービス提供を再開するため、事業継続計画（BCP）に基づく防災体制整備を促進します。 ≪水防法に基づく避難計画策定要配慮者施設≫0社（H27）→117施設（H32）

7-4 食料・飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止



(1) 発災直後に備蓄水・食糧を迅速に避難者へ配布できな／避難所へ飲料水・食糧・生活必需品を供給できない

7-4	○食糧・飲料水・生活必需品の備蓄：【危機管理室、区役所、上下水道局】
再掲	食糧・飲料水・生活必需品について、食糧については堺市地震災害想定での避難所生活者数の3食分を目安に、区役所備蓄倉庫、指定避難所等への分散備蓄を進めます。また、備蓄する品目についても要配慮者や女性等に配慮した品目を備蓄します。 ≪食糧・飲料水の指定避難所分散備蓄率≫81% (H27)→100% (H29)

7-4	○食糧・飲料水等の家庭備蓄の重要性の広報：【危機管理室、上下水道局】
再掲	食糧や飲料水等の家庭等での1週間分備蓄の重要性を市広報紙等を通じて市民に広報し家庭、事業所等における備蓄を促進します。 ≪区別防災マップによる周知≫更新毎に全戸配布

7-4	○食料・生活必需品の供給体制の整備：【危機管理室、財政局、会計室、区役所】
1	食料・生活必需品等の確保が困難となった住民に対して円滑かつ確実に物資を供給するため、大阪府との連携強化や物資配送拠点の確保、物資の調達、集積、配送方法、庁内連携等の供給体制の見直し、改善を進めます。

7-4	○（仮称）堺市総合防災センターの整備：【消防局、危機管理室】
再掲	本市内陸地域の防災拠点として、消防職員や消防団員の災害対応能力を向上するための高度訓練施設機能、自主防災組織や小中学生等の市民の訓練・啓発機能、災害用備蓄倉庫、災害時における緊急消防援助隊等の活動拠点や支援物資の配送拠点機能を備えた（仮称）堺市総合防災センターを整備します。

7-4	○防災関係機関や民間事業者等との連携推進：【危機管理室、各局】
再掲	災害対応においては、応急復旧や物資調達、輸送、施設提供など、自治体や防災関係機関、民間事業者等との連携・支援が必要不可欠のため、平時から災害時協定の締結や連携・支援内容の協議等を進めます。

7-4	○給水車等の配備：【上下水道局、危機管理室】
再掲	避難所及び病院等の受水槽へ直接給水ができる給水車の更新を検討します。また、給水車による効率的かつ円滑な応急給水を行えるように、全ての指定避難所に簡易給水タンクの配備を進めます。

7-4	○送水管、配水幹線管へのあんしん給水栓の維持管理等：【上下水道局】
再掲	災害時に管路が被害を受け給水機能が停止したときに、その復旧までの間比較的被害を受けにくい大口径管路を利用して、市民に生活用・医療用の緊急用水を供給する施設である、あんしん給水栓について、維持管理を継続的に行います。また、災害時に応急給水活動を円滑に実施するために、給水拠点を整備します。

7-4	○飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理：【上下水道局、危機管理室】
再掲	災害時の消火用水及び飲料水の確保を目的とする飲料水兼用耐震性貯水槽について、維持管理を継続的に行います。

7-4	○配水池の耐震補強の推進：【上下水道局】
再掲	災害時における応急給水の確保及び、水道システムの中核としての機能確保のため、配水池の耐震補強を実施します。また、耐震補強が困難な施設では更新を行います。 ≪配水池の耐震化率≫75% (H27) →88% (H37)

7-4	○上水道の耐震管路網の整備：【上下水道局】
再掲	災害時の管路破損等を防止し、給水機能を確保するために、経年劣化した配水支管（φ300mm以下）を22km/年更新、耐震化し、幹線管（φ350mm以下）は、管体腐食度進行度評価を実施し計画的に更新することで、平成37年度末の管路耐震化率は33.8%をめざします。 ≪全水道管路耐震化率≫21.6% (H27) →33.8% (H37)

7-4	○避難所等への給水ルートの耐震化等：【上下水道局】
再掲	平成37年度末の避難所等への給水ルートの耐震化率92%をめざして、優先的に管路耐震化を進めることで、必要な耐震管路網を構築し、災害時における指定避難所・医療施設等への給水ルートの早期確保を図ります。また、小学校を対象とし災害時給水栓の設置を検討します。 ≪避難所等への給水ルートの耐震化率≫60% (H27) →92% (H37)

7-4	○管路の多重化等のバックアップ機能の強化：【上下水道局】
再掲	<p>管路更新の時には、ループ化や他の系統からの応援給水を考慮し整備を行うことや災害等の緊急時に隣接市から応援給水が可能な緊急連絡管の整備を進めることで、バックアップ機能を強化します。</p> <p>≪緊急連絡管整備箇所数≫9か所（H27）→15か所（H37）</p>

(2) 市内主要道路網が液状化や浸水により交通不能となり避難所への物資供給ができない

7-4	○緊急交通路等の橋りょう耐震強化事業の推進：【建設局】
再掲	<p>緊急交通路等に関係する重要橋りょう150橋について、耐震化を推進します。</p> <p>≪150橋耐震化率≫71%（H27）→100%（H32）</p>

7-4	○緊急交通路のマンホール浮上防止対策等の実施：【上下水道局】
再掲	<p>地盤の液状化に伴うマンホールの浮き上がりや管渠の損傷に伴う道路陥没による交通障害を防ぐため、マンホールの浮上防止対策や管渠の耐震補強を実施します。</p>

7-4	○都市計画道路の整備：【建設局、建築都市局】
再掲	<p>都市計画道路は、人や物資を円滑に移動させる交通機能、避難・救援等に資する都市防災機能等の空間機能、都市構造の形成や、街区を形成する市街地形成機能等を有しています。これらの機能を有効に発揮するため、ミッシングリンクを解消し、道路ネットワークの形成を推進します。また、災害時における、迅速な救助や救援活動を実施するための緊急交通路としての機能や、地震による火災が発生した場合に延焼の拡大を抑制する延焼遮断帯としての機能を確保するため、都市計画道路の整備を推進します。</p>

7-4	○道路の新設、改良、拡幅：【建設局】
再掲	<p>道路は交通機能ばかりでなく電気・ガス・上下水道等の供給処理施設の収容機能、日照・通風・樹木等景観等の環境機能、消防活動の円滑化や延焼防止の防災機能等の諸機能を併せ持った最も基本的な都市基盤となる公共施設です。必要な道路の新設、既設道路の改良(拡幅・歩道設置等)、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保するとともに、全ての人や自転車、車が安全で円滑に利用できる道路の整備を推進します。また、電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を同時に推進します。</p>

7-4	○管理橋りょうの適切な維持管理・補修の継続：【建設局】
再掲	<p>「堺市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、管理橋りょうを定期的に点検することで、損傷度合いを確認・把握し、最適なタイミングで補修工事を行うことにより、橋りょうを健全な状態に保ちます。</p> <p>≪補修完了率(補修が完了した橋梁数/補修が必要な橋梁数)≫0%（H28）→100%（H32）</p>

7-4	○ 損傷の可能性が高い施設の把握：【建設局、上下水道局】
再掲	<p>道路施設、上下水道施設等において、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を目的として、平常時のパトロールや定期的な点検により、あらかじめ損傷の可能性が高い施設の把握に努めます。</p> <p>≪国の点検要領に基づく道路定期点検の実施≫82%（H27）→100%（H30）</p> <p>≪重要な管きょ耐震対策率≫79.5%（H27）→100%（H32）</p>
7-4	○ 地域緊急交通路の選定と周知：【危機管理室、建設局】
再掲	<p>広域緊急交通路と市庁舎、地域災害医療センター（堺市立総合医療センター）等の防災拠点を連結する道路を地域緊急交通路として指定し、防災マップ等に記載して市民への周知に努めます。</p>
7-4	○ 多くの人を利用する建築物等の耐震化の促進：【建築都市局】
再掲	<p>救急告示病院や地域の防災活動拠点施設、緊急交通路沿道建築物、幼稚園等の避難困難者利用建築物、危険物取扱建築物等の多くの人を利用する建築物等について、負担軽減策の継続や関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。また、津波避難路沿道等の建築物への耐震化促進施策を検討します。</p> <p>≪多数の人を利用する建築物等の耐震化率≫89.5%（H27）→95%（H32）</p>

目標 V 早期の復旧・復興と生活再建

8 経済活動を機能不全に陥らせない

8-1 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

8-1 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

臨海部のコンビナートや重要な産業施設において大規模な損壊、火災、爆発等の発生

(1) 臨海部のコンビナートや重要な産業施設において大規模な損壊、火災、爆発等の発生

8-1	○危険物災害予防対策の推進：【消防局】
再掲	危険物施設を保有する事業所への立入りや講習会、研修会等の機会を捉え、関係者に対し保安教育を行い、自衛消防組織の充実強化を図り、各種訓練の実施を促進するとともに、消防関係法令の技術基準や規制の遵守を指導します。

8-1	○工場や事業所の自主保安や防災体制の充実：【産業振興局、消防局】
再掲	コンビナート災害等を防止するため、危険物や高圧ガス等の危険要因を有する工場や事業所の自主保安や防災体制の充実を促進します。

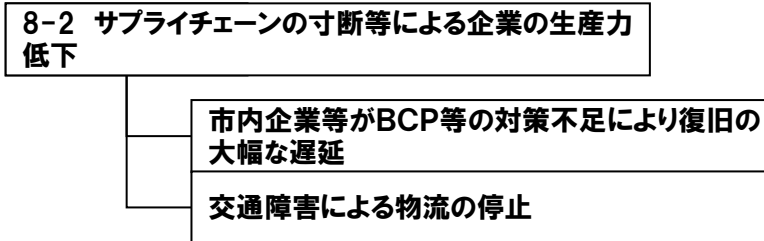
8-1	○事業所の自主防災体制整備の支援：【産業振興局、消防局、危機管理室】
再掲	事業所に対して広報紙や研修会、消防署による予防査察を通じて、自主防災体制の整備について指導、助言、啓発を行います。また、事業所における従業員等の安全確保、重要業務の継続・早期復旧のための事業継続計画（BCP）の策定を促進します。 ≪水防法に基づく避難計画策定大規模工場数≫0社（H27）→25社（H32）

8-1	○多くの人が利用する建築物等の耐震化の促進：【建築都市局】
再掲	救急告示病院や地域の防災活動拠点施設、緊急交通路沿道建築物、幼稚園等の避難困難者利用建築物、危険物取扱建築物等の多くの人が利用する建築物等について、負担軽減策の継続や関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。また、津波避難路沿道等の建築物への耐震化促進施策を検討します。 ≪多数の人が利用する建築物等の耐震化率≫89.5%（H27）→95%（H32）

8-1	○住民、事業所への防火意識の普及啓発：【消防局】
再掲	春・秋・歳末火災予防運動を実施し、事業所等での立入り検査の強化や消防訓練の指導、地域住民を対象とした防火キャンペーン等を実施します。また、自治会等を通じて防火ポスターやパンフレット、チラシ等を配布し、防火意識の普及啓発を行います。

8-1	○防火・防災管理者の養成・指導育成：【消防局】
再掲	消防法に基づく防火・防災管理者の資格取得についての講習会の実施、周知案内等、防火・防災管理者の養成を行います。

8-2 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下



(1) 市内企業等がBCP等の対策不足により復旧の大幅な遅延

8-2	○工場や事業所の自主保安や防災体制の充実：【産業振興局、消防局】
再掲	コンビナート災害等を防止するため、危険物や高圧ガス等の危険要因を有する工場や事業所の自主保安や防災体制の充実を促進します。

8-2	○事業所の自主防災体制整備の支援：【産業振興局、消防局、危機管理室】
再掲	事業所に対して広報紙や研修会、消防署による予防査察を通じて、自主防災体制の整備について指導、助言、啓発を行います。また、事業所における従業員等の安全確保、重要業務の継続・早期復旧のための事業継続計画（BCP）の策定を促進します。 ≪水防法に基づく避難計画策定大規模工場数≫0社（H27）→25社（H32）

8-2	○堺商工会議所や農林漁業関係団体等との協力体制の確立：【産業振興局】
1	堺商工会議所や農林漁業関係団体との普段からの協力体制の確立に努め、災害時には、災害により被害を受けた中小企業や農林漁業者の再建を促進するため、災害融資制度の周知や融資相談窓口の開設及び、事業費の融資が迅速かつ円滑に実施できる体制を整備します。

(2) 交通障害による物流の停止

8-2	○緊急交通路等の橋りょう耐震強化学業の推進：【建設局】
再掲	緊急交通路等に係る重要橋りょう150橋について、耐震化を推進します。 ≪150橋耐震化率≫71%（H27）→100%（H32）

8-2	○緊急交通路のマンホール浮上防止対策等の実施：【上下水道局】
再掲	地盤の液状化に伴うマンホールの浮き上がりや管渠の損傷に伴う道路陥没による交通障害を防ぐため、マンホールの浮上防止対策や管渠の耐震補強を実施します。

8-2	○都市計画道路の整備：【建設局、建築都市局】
再掲	都市計画道路は、人や物資を円滑に移動させる交通機能、避難・救援等に資する都市防災機能等の空間機能、都市構造の形成や、街区を形成する市街地形成機能等を有しています。これらの機能を有効に発揮するため、ミッシングリンクを解消し、道路ネットワークの形成を推進します。また、災害時における、迅速な救助や救援活動を実施するための緊急交通路としての機能や、地震による火災が発生した場合に延焼の拡大を抑制する延焼遮断帯としての機能を確保するため、都市計画道路の整備を推進します。

8-2	○道路の新設、改良、拡幅：【建設局】
再掲	道路は交通機能ばかりでなく電気・ガス・上下水道等の供給処理施設の収容機能、日照・通風・樹木等景観等の環境機能、消防活動の円滑化や延焼防止の防災機能等の諸機能を併せ持った最も基本的な都市基盤となる公共施設です。必要な道路の新設、既設道路の改良(拡幅・歩道設置等)、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保するとともに、全ての人や自転車、車が安全で円滑に利用できる道路の整備を推進します。また、電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を同時に推進します。

8-2	○管理橋りょうの適切な維持管理・補修の継続：【建設局】
再掲	「堺市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、管理橋りょうを定期的に点検することで、損傷度合いを確認・把握し、最適なタイミングで補修工事を行うことにより、橋りょうを健全な状態に保ちます。 ≪補修完了率(補修が完了した橋梁数/補修が必要な橋梁数)≫0% (H28) →100% (H32)

8-2	○損傷の可能性が高い施設の把握：【建設局、上下水道局】
再掲	道路施設、上下水道施設等において、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を目的として、平常時のパトロールや定期的な点検により、あらかじめ損傷の可能性が高い施設の把握に努めます。 ≪国の点検要領に基づく道路定期点検の実施≫82% (H27) →100% (H30) ≪重要な管きょ耐震対策率≫79.5% (H27) →100% (H32)

8-2	○地域緊急交通路の選定と周知：【危機管理室、建設局】
再掲	広域緊急交通路と市庁舎、地域災害医療センター（堺市立総合医療センター）等の防災拠点を連結する道路を地域緊急交通路として指定し、防災マップ等に記載して市民への周知に努めます。

8-2	○多くの人が利用する建築物等の耐震化の促進：【建築都市局】
再掲	救急告示病院や地域の防災活動拠点施設、緊急交通路沿道建築物、幼稚園等の避難困難者利用建築物、危険物取扱建築物等の多くの人が利用する建築物等について、負担軽減策の継続や関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。また、津波避難路沿道等の建築物への耐震化促進施策を検討します。 ≪多数の人が利用する建築物等の耐震化率≫89.5%（H27）→95%（H32）

9 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

9-1 応急住宅対策の遅れによる避難所生活の長期化

9-1 応急住宅対策の遅れによる避難所生活の長期化

応急住宅対策の遅延による避難所生活の長期化

(1) 応急住宅対策の遅延による避難所生活の長期化

9-1	○被災建築物・宅地危険度判定士の養成、登録：【建築都市局】
1	大阪府が主催する危険度判定講習会の受講を広く呼び掛け、被災建築物・宅地危険度判定士の養成、登録を推進します。また、本市職員に判定コーディネーター等判定士を束ねる資格取得を推進し、実施訓練を行います。

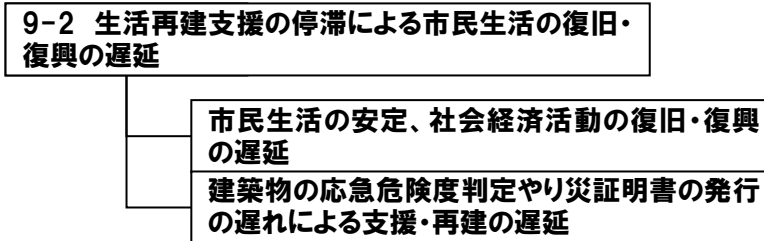
9-1	○り災証明書発行のための被害状況把握と調査体制の迅速な整備【財政局】
2	災害対策本部や区災害対策本部等が収集する被害情報を取得し被害状況を把握するとともに、内閣府（防災担当）が示す「災害に係る住家の被害認定基準」等を基に大阪府等が行うり災証明を発行するための研修に積極的に参加し、災害調査において核となる人材育成を行います。

9-1	○応急仮設住宅の建設候補地の選定：【建築都市局】
3	堺市が管理する一定規模以上の公園や運動場等で大きな造成を行うことなく仮設住宅の建設が可能な土地を選定し、当該土地に建設可能な戸数をあらかじめ推計することにより、災害時の応急仮設住宅建設計画の迅速な策定を行います。

9-1	○住宅の確保と供給：【建築都市局】
4	倒壊や焼失等により、住宅を失った市民に対して、公営住宅、民間の住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家を活用した住宅の供給が実施できるように、あらかじめ民間業者や、住宅供給公社・都市再生機構等との協力体制を確立します。

9-1	○市営住宅の建替事業の推進とオープンスペース等の一体的整備：【建築都市局】
再掲	老朽化が進み住戸規模等の住環境の水準の低い市営住宅を建替えることにより、耐震化を推進し、良好な住宅ストックの形成を図るとともに、オープンスペース等の一体的整備に努めます。 ≪建替戸数≫491戸（H27）→990戸（H32）

9-2 生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延



(1)市民生活の安定、社会経済活動の復旧・復興の遅延

9-2	○復興本部の設置や復興計画の策定等に係る体制や手順の確立【危機管理室】
1	被災者の生活再建支援や安全性に配慮した地域振興等のための復興・再建を速やかに行うため、復興本部の設置や復興の基本方針、復興計画の策定に係る体制や手順の確立を進めます。

9-2	○迅速かつ円滑な都市復興に向けた事前準備(都市復興行動マニュアルの検討)【建築都市局】
2	大規模地震による被害が発生した場合には、二次的な被害の発生を抑えるとともに、応急復旧・復興を迅速かつ円滑に進めるため、都市復興に向けた事前準備の取組みを進めます。

9-2	○相談窓口等の体制整備：【市長公室、区役所】
3	迅速に市民の生活再建が図られるように、生活相談や各種問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、弁護士、行政書士等の専門家による相談など、相談窓口の体制を整備します。

9-2	○こころの健康に関する相談を実施する体制の整備：【健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会】
4	環境の激変による精神疾患患者の発生や通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科医師等による避難所等巡回体制の整備に努めます。また、災害による外傷後ストレス障害（PTSD）等、生活の激変によるメンタルヘルス不調に対応するため、こころの健康に関する相談体制の整備に努めます。その際、女性や子ども等の相談に対応できる相談員を配置するよう配慮します。

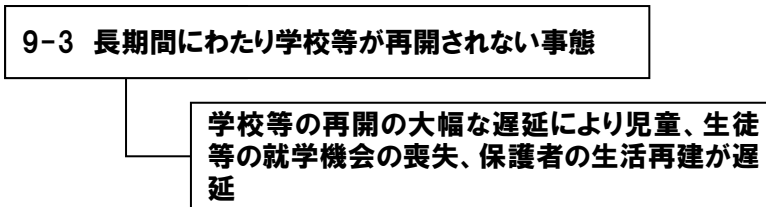
9-2	○災害ボランティアとの連携：【健康福祉局】
再掲	災害ボランティアの受入れ・派遣等を行う災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を行うため、社会福祉協議会やボランティア連絡会等と連携し、その体制を構築します。また、社会福祉協議会における災害ボランティアの登録を促進します。

(2) 建築物の応急危険度判定や被災証明書の発行の遅れによる支援・再建の遅延

9-2	○被災建築物・宅地危険度判定士の養成、登録：【建築都市局】
再掲	大阪府が主催する危険度判定講習会の受講を広く呼び掛け、被災建築物・宅地危険度判定士の養成、登録を推進します。また、本市職員に判定コーディネーター等判定士を束ねる資格取得を推進し、実施訓練を行います。

9-2	○被災証明書発行のための被害状況把握と調査体制の迅速な整備【財政局】
再掲	災害対策本部や区災害対策本部等が収集する被害情報を取得し被害状況を把握するとともに、内閣府（防災担当）が示す「災害に係る住家の被害認定基準」等を基に大阪府等が行う被災証明を発行するための研修に積極的に参加し、災害調査において核となる人材育成を行います。

9-3 長期間にわたり学校等が再開されない事態



(1) 学校等の再開の大幅な遅延により児童、生徒等の就学機会の喪失、保護者の生活再建が遅延

9-3	○多くの人が利用する建築物等の耐震化の促進：【建築都市局】
再掲	救急告示病院や地域の防災活動拠点施設、緊急交通路沿道建築物、幼稚園等の避難困難者利用建築物、危険物取扱建築物等の多くの人が利用する建築物等について、負担軽減策の継続や関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。また、津波避難路沿道等の建築物への耐震化促進施策を検討します。 ≪多数の人が利用する建築物等の耐震化率≫89.5%（H27）→95%（H32）

9-3	○良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の構築【危機管理室、区役所、健康福祉局】
再掲	指定避難所を情報・物資・健康・医療等の地域の支援拠点と位置付け、自助・共助・公助の役割に応じて女性や要配慮者等に配慮した避難所の運営体制や環境整備、在宅避難者・車中泊者等の把握、保健師等の派遣、福祉サービスの提供など、被災者の心身の健康を守り、良好な生活環境を確保した避難所運営体制等を構築します。

9-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

9-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

清掃工場の被災による稼働停止や人員不足等によるごみ収集作業の遅れ、仮置場の不足より大量の一般廃棄物、災害廃棄物(災害がれき及び生活ごみ等)が放置

(1) 清掃工場の被災による稼働停止や人員不足等によるごみ収集作業の遅れ、仮置場の不足より大量の一般廃棄物、災害廃棄物(災害がれき及び生活ごみ等)が放置

稼働停止や人員不足等によるごみ収集作業の遅れ、仮置場の不足より大量の一般廃棄物、災害廃棄物(災害がれき及び生活ごみ等)が放置

9-4	○災害廃棄物処理体制の構築：【環境局】
1	災害廃棄物発生量(推計)や仮置場の設置、関係者との連携方法を定めた災害廃棄物処理計画を策定します。

9-4	○災害廃棄物の仮置場の確保：【環境局、危機管理室】
2	災害廃棄物の仮置場について、公有地のオープンスペースを中心に候補地の選定及び確保を推進します。

9-4	○災害がれきの広域的な相互支援体制確立：【環境局】
再掲	災害により大量に発生した災害がれきを円滑に処理するため、府や近隣自治体と連携して、広域的な相互支援体制を確立します。

9-4	○ごみ・し尿の広域的な相互支援体制確立：【環境局】
再掲	災害時のごみ・し尿の収集処理体制を事業者等と連携して整備するとともに、広域的な相互支援体制を確立します。

第5章 計画の推進と見直し

1. 計画の推進体制

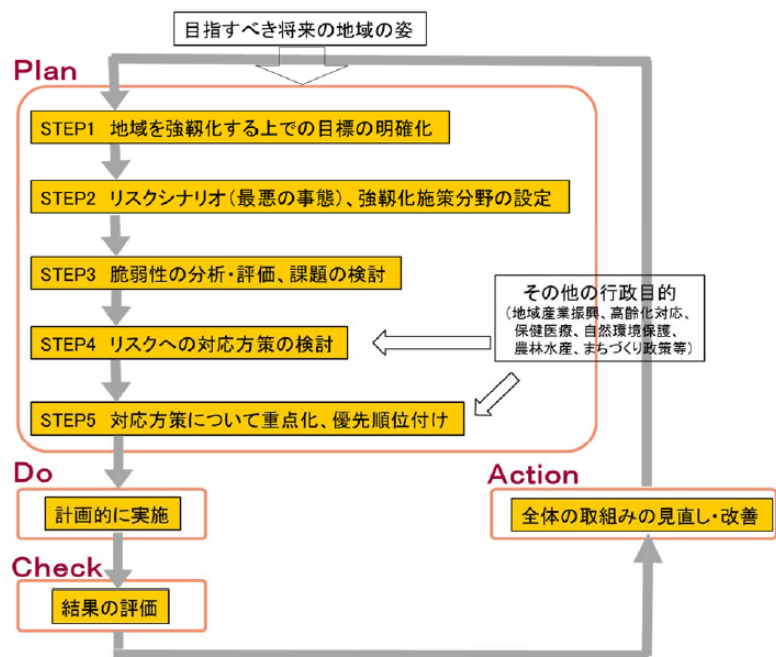
国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にするための事前対策であり、広範な部局の所掌にまたがります。

したがって、本計画の推進に当たっては、「堺市防災対策推進本部会議」を中核とした部局横断的な体制において調整を図りながら取組みを推進していきます。

また、市の部局だけでなく、国や大阪府、政令指定都市、近隣市町村等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者など、広範な分野の関係者と連携・協力しながら進めていきます。

2. 計画の進捗管理

本計画を総合的、計画的に進めるため、具体的な取組みの進捗状況等を毎年度、定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行うなど、PDCAサイクルを繰り返して、取組みを推進します。



出典：内閣官房国土強靱化推進室「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」

3. 計画の見直し

本計画については、平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間としています。社会情勢の変化や基本法の変更、本市に多大な影響を及ぼす災害想定追加・変更、具体的な取組みの進捗状況等を勘案し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。